

日程第1 一般質問

8番 大島 歩

- (1) 不登校支援は「こどもまんなか」で
- (2) 改めて考える災害時の食

7番 長尾 和則

- (1) 牧ヶ原台地の土地利用計画について
- (2) 牧ヶ原南団地解体に伴う対応について

1番 片桐 邦俊

- (1) 改正される食料・農業・農村基本法に基づく村としての対応について
- (2) 今後の中川村奨学金等の学生支援の見直し検討を

7番 島崎 敏一

- (1) 「一人ひとりの元気が活きる美しい村なかがわ」の実現のために  
～後期計画策定での住民との対話と共創を促す提案～

出席議員（10名）

- 1番 片桐 邦俊
- 2番 松村 利宏
- 3番 中塚 礼次郎
- 4番 長尾 和則
- 5番 桂川 雅信
- 6番 山崎 啓造
- 7番 島崎 敏一
- 8番 大島 歩
- 9番 大原 孝芳
- 10番 松澤 文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下 健彦	副村長	富永 和夫
教育長	片桐 俊男	総務課長	松村 恵介
地域政策課長	眞島 俊	住民税務課長 会計管理者	小林 郁子
保健福祉課長	水野 恭子	産業振興課長	松崎 俊貴
建設環境課長	宮崎 朋実	リニア対策室長	小林 好彦
教育次長	上山 公丘		

職務のために参加した者

議会事務局長 桃澤 清隆  
書 記 座光寺 てるこ

# 令和6年6月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和6年6月11日 午前9時00分 開議

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)  
御参集、御苦労さまです。  
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。  
日程第1 一般質問を行います。  
通告順に発言を許します。  
8番 大島歩議員。  
○8番 (大島 歩) 私は、さきに提出いたしました通告書に基づき2点の質問をいたします。  
1点目に不登校の児童生徒への支援は子ども真ん中でということで質問いたします。質問に入る前に少し今の状況を振り返ってというか、見てみたいと思います。  
令和4年度の国立、公立、私立の小中学校の不登校児童生徒は、報道でお聞きになっている方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、29万9,000人。また、自ら命を絶った小中高生は、令和4年に514名と過去最多となり、令和5年も513名が自ら命を絶っています。  
子どもたち一人一人が幸せに生きていくために私たちは日々どんなふう子どもたちと接すればよいのでしょうか。子どもを真ん中にして、その周りにいる大人たちがどんなふう手をつなぎ合えば、結果として子どもも大人も幸せだなと感じられるような瞬間がたくさんある社会をつくれるのでしょうか。まず私たち大人が問い直さないといけないのではないかなと思っております。  
不登校児童生徒に対する基本的な考え方として、文科省は令和元年10月25日付の通知において  
不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。  
と述べています。  
不利益とかりスクってという文言については、最終的に当事者個人の方の解釈、あとは周りにいる人たちとか社会の在り方の問題ではないのかなというふうに私個人としては感じる部分も多いんですけども、フリースクールなどの民間施設とかNPOと積極的に連携し、相互に協力、補完することの意義は大きいということにも触れ

た本通知の意義は大きく、その後の不登校児童生徒への対応の在り方の大きな転換点になったのではないかなと思います。

では、これが教育現場や保護者、子どもたちに周知徹底されているかといえば、まだ不十分で、私たちは不登校という言葉、そういうものに対する物の見方、解釈をアップデートする必要があるのではないかなと感じております。

さて、前段が長くなりましたが、不登校児童生徒への居場所への通学支援についてということでまず質問いたします。

中川村には上前沢に不登校児童生徒の受入れを行っている民間団体、居場所がありますが、そこまで子どもたちが行くための足の問題について以前より声が上がっております。

現状では保護者が居場所までの送迎を行うことがほとんどですが、徒歩、または自転車で通う中学生もいます。保護者が送迎しないといけないため、例えば朝は会社の始業時間に間に合わないなど働き方に影響が出てしまう、また自転車や徒歩での通いについては雨の日が大変である、危険が伴うといった課題があります。

中川村では、小学生以上ならチョイソコの登録、利用ができます。

しかし、規約には書いてないのですが、小学生は保護者同伴でないと乗車できないことになっています。

また、1回250円または年間1万円の費用がかかります。

こういった事例に対して一つの事例となりますが、川崎市では、不登校児童生徒に対し、実習用通学定期乗車券制度を利用してフリースクール等への居場所に通う際には国の助成を利用して児童生徒の交通費負担軽減を行っています。

資料1-1にありますように、これはもともと大学生などが実習先まで通う場合の交通費負担軽減のために存在している制度ですが、平成5年に不登校児童生徒に適用拡大されました。

ちょっと、ここでまた補足なんですけれども、この制度が適用されるのは経済的理由で就学困難と認められる児童及び生徒、具体的には就学援助費の支給対象者の認定を受けている児童生徒となります。かつ在籍する小中学校においてフリースクールなどの居場所となる施設へ通学及び活動することにより出席扱いを受けている児童生徒が対象となっております。

そういった前提を踏まえてとなりますが、この制度についてチョイソコのようなシステムにも適用できるものか川崎市教育総合センターの担当の増田様にお伺いしたところ、要綱のつくり方次第でできるのではないかなということでした。

また、小学生に同伴が必要という件については、村のスクールバスや小平から出ている通学タクシーには子どもだけで乗車しているということもあるので、乗車時と降車時に大人が立ち会うことなどを条件に柔軟な運用ができないものか、一考していただきたいと思います。

居場所への通学支援についてどのように考えるか、お伺いいたします。

○教育長 不登校の状態にある子どもたちへの支援っていうところについては、経済的負担も

含めまして、教育委員会も課題であるというふうには捉えておりますし、まだ、そういう点では中川村においては途上にあるかなというふうには認識をしているところであります。

それを前提にして、まずお答えをさせていただきます。

本村の上前沢にある民間団体を想定した御質問ということで理解をさせていただきました。

また、昨今、本村においても不登校の状態にあるお子さんが増えているような状況もございます。

ほかにも、例えば松川町上片桐にある民間団体なども想定をされますし、ほかにも、今、学校以外の居場所ということでネットワークづくりを始めているわけですが、これからはそういうところも想定される状況になってきょうかなというふうには思っております。

不登校の状態にある児童生徒が家から出て活動したり学習したりするというのは、その子の将来に向けた学び、ひいては社会的な自立ということに向けて大事なことであるというふうには考えております。そのことに支障があるとすれば支援する必要があるということも考えているところであります。

今チョイソコの利用を1つの事例として質問いただいておりますけれども、公共の交通機関についてはそういった利用も想定できると思っておりますが、現在、やはり幾つかのケースが出てきておまして、大きい市などについては、比較的对象になるお子さんが多くいる中で、どういう形でやっていくかっていうことで設定されているものがあると思っておりますけれども、今幾つかのケースがある中では比較的個別の課題にどう対応していくかっていうような検討の仕方になってくる傾向があるかなというふうには思っております。

そういった点では様々な方法での通学支援も想定されると思っておりますけれども、現状を把握した上で支援については検討したいというふうには考えております。

○8 番 (大島 歩) 今、教育長のほうから個別の課題に応じてというようなお話がありましたけれども、ぜひヒアリングを進めていただいて、こども家庭センターなどとの協力ってということもあると思うんですけども、御家庭によってはなかなか行政とのコミュニケーションがうまくいかないみたいな、直接学校とのコミュニケーションがうまくいかないみたいなケースがあるってということもちょっとお伺いしているので、うまくそういう民間の方とか話せる方を間に置いていただいたりして、子どもを真ん中というか、お子さんにとって危険であるとか負担っていうものがまずは少なくなるように、それから御家庭の負担が少なくなるようにということをお願いしたいと思います。

ちなみに、川崎市のほうにお伺いしたところによると、人数はどのぐらい利用されているかっていうことで聞いたら、そう多くないというようなお答えで、ちょっとはっきりとは、やっぱり情報公開の問題というか、あれで言えないってことではあったんですけども、そういったお答えでもありましたので、中川村はよりきめ細

やかな対応ができるのではないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

また、現在、上前沢の居場所に通う生徒については、中川中学校では出席扱いっていうふうになるということで承知しておりますけれども、東小学校と西小学校の児童についてはまだ出席扱いの対象とはならないと聞いております。

先ほどの通知の民間施設や団体と積極的に連携し、相互に協力、補完するという考え方に照らして、両小学校のほうにも、今後は居場所を運営する団体との対話とか、見学ですとか、そういったことを通して積極的な対応というか、うまくコミュニケーションが取れるようになっていくといいかなと思いますので、そのことも教育委員会のほうから何かお伝えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長 出席に関わることにつきましては、基本的には校長の専決事項ということになっております。ですので、出席にするのか欠席にするのかは、まず校長の判断ということになっております。

ただ、文部科学省の先ほど議員からも御紹介のありました通知に基づいて、国のほうでも出席扱いのガイドラインを出しております。

それで、本村でも昨年度末から本年度にかけて校長会等々で御意見を聞いて検討しまして、国のガイドラインを基にして村のガイドラインも作成したところであります。というのは、そういう現状にあるお子さんが現状でもいるということで、ガイドラインについては作成をいたしました。

それに基づいて、教育委員会のほうも相談をしていきますけれども、最終的には校長先生の判断になりまして、その要件に合っているという判断の下に出席扱いということになってまいりますので、そうしたものを踏まえて、各学校とはまた相談をしていきたいというふうには考えているところです。

○8 番 (大島 歩) ぜひお願いしたいと思います。

それでは2番目の質問に移ります。

不登校児童生徒の昼食費負担軽減をという質問です。

中川村の学校給食費は、食材料費高騰分を全額公費で賄い、給食費を据え置くとともに、令和6年度から年間給食費の村負担を2割から3割に引上げ、保護者負担が軽減されることとなりました。子どものいる家庭にとっては大変ありがたいことだと思います。

その一方で、子どもが不登校で家や居場所で御飯を食べているケースでは、3割無償化については対象外となっているかと思っております。

一般的に子どもが不登校になると、家で子どもを見たり御飯を作ったり必要が出てきたり、居場所までの送迎をしたりと、保護者の身体的、経済的な負担が増えて、就労時間が減ることで、より家計に影響が出やすくなると言われております。

そもそも無償化の目的が子育てにかかる保護者負担を軽減するというところにあるのであれば、どのような子ども、また保護者も取り残されることなく無償化の対象となってしかるべきではないのでしょうか。

○教育長

子育て全力応援をうたう中川村なので、子どもたちがどこでどう過ごすか、どこで昼食を食べるかに関わらず、同じように負担軽減をしていただければと思います。村と教育委員会の考えをお伺いします。

今のお尋ねの趣旨につきましては、不登校の状態にある児童生徒の家庭の負担をどう軽減するかということだというふうに理解をさせていただきました。

昨今の社会情勢から、子育て家庭への経済的負担への支援、これはどこの自治体でも重要課題として取り組んでいるところでございます。

どのような形で進めるかがそれぞれの家庭にとって効果的なのか、それは、部分的な視点で見るとということだけではなくて、全体的な視点を持って見ながら、より効果的に支援ができるようにということでも検討していく必要があるということをお考えしております。教育委員会のほうで進めている子育て支援についてもそういった視点を大事に進めてきているところでございます。

学校給食を軸にした支援ということではありますが、学校給食については、古くは欠食児童対策が目的だったと、それが現在は食育の一環として小中学校に就学している全ての児童生徒を対象に提供されていると、そういうものになっております。

議員の御承知のとおり、本村においても学校給食による食育に力を入れております。

保護者の皆さんには給食費という形で食材に関わる費用負担をお願いする、そのことによって保護者の皆さんにも一緒になって食育に取り組んでいただくと、そういう立場でおります。

こうした状況から、給食費につきましては、こちらから一定の費用負担をお願いしているという立場から補助を行っているということでありまして、何らかの理由で学校給食を取っていない、つまり費用負担をしていただいていない場合については、おっしゃるとおり補助の対象になっていないというのが現状でございます。

一方で、今御指摘もあったかと思いますが、経済的支援を狙いとして学校給食を取っていない場合についても補助をしているという自治体があるということも承知をしております。

ほかのところを見ても、その考え方ややり方についてはその自治体の考えもあってのことだと思いますが、私どもでやっていくためには少し整理、検討が必要かなというふうには思っているところであります。

議員の御指摘のとおり、不登校の状態にある児童生徒の家庭は様々な経済的負担を持つ可能性があるということは認識をしているところであります。それをどのような形で支援していくことがより効果的なのか、これは繰り返しになりますが、やはり全体的な状況を見ながらどういう点で支援していくかの検討はしていく必要があるというふうに考えております。

先ほどの質問の中では、やはり家庭支援が必要な状況の御家庭っていうところもお話にありましたけれども、そういう立場になると、より生活支援ってというような視点も必要になってくるとお考えしますので、そういう点からも全体的な視点を持ってどのように経済的な負担への支援をしていくかっていう議論は大事になってくるかと

○村長

思っております。

そうしたことから、現状を把握して、他の自治体の取組についても学ばせていただきながら、どのようなやり方で支援ができるかを検討したいというふうに思います。

村についてはどのようにということでもありますけれども、今、教育長がお話しになったとおりであります。

行政が行うとしたら、やはり家庭の支援という在り方の中で、学校給食は食べていないわけでもありますけれども、その時点でのお昼といいますか、そういった食費をどうやって応援するかっていう視点になるかと思っておりますので、もう少し検討を——もう少しというか、検討をしてみたい、今はちょっとそのことだけお答えをさせていただきます。

○8番

(大島 歩) 今、全国の事例としては、この前、教育長のほうにはお話しに行きましたけれども、東京都杉並区ですとか、あとは埼玉県の前橋市、これはコロナの時期だけではあったんですけども、不登校で御家庭にいらっしゃる皆さんとか、前橋市に住んでいるんですけども前橋市外の学校に通っているお子さんにまでも昼食代の支援をしているというような事例がありました。

こういったことは本当に全国に広がっていくべきではないのかなというふうに思い、国のほうにも期待したいところなんですけれども、子育て全力応援の村として、ぜひ家庭の負担感がなくなるようなことを考えていただければなというふうに思います。

それでは3番目の質問に移ります。

相談窓口、居場所マップの中川版作成をということで質問いたします。

子どもが不登校になったとき、多くの保護者は、なぜうちの子が、どうしようと悩まれるのではないのでしょうか。その悩みもなかなか人に話せず、自分一人や家族で抱え込んでしまうこともあるかもしれません。

また、子ども自身も自分がどうしたらいいのか、困り、不安の中にいるかもしれません。

まずは学校が相談窓口になってくれると思いますが、一人一人の悩みや気持ち、ペースが違うので、誰が悪いというわけではないのですが、うまくマッチしないケースもあるかもしれません。そういったときには様々な相談や居場所の選択肢があるんだよという情報に子どもも保護者も出会えるといいなというふうに思っております。とても大事なことだと思います。

ですが、学校側にこういった話を聞きますと、やっぱり、いきなり学校以外の選択肢、あそこにこういう場所があるよとあっていうふうなことをお勧めしてしまうと、親御さんがうちの子は学校に見捨てられたっていうふうに思ってしまうっていうようなことが先生にとっては悩みだったりして、なかなか積極的に言い出しにくいっていう事情があるかなというふうに思います。

そこでなんです、資料1—3として、高森町では、「こどもと親の相談窓口 居場所マップ」という名前で、高森町の不登校の子を持つ親の会である「かいじゅうの会」

さんが中心となって作り、教育委員会も協力して作ったパンフレットがあります。全て手書きで、分かりやすく、優しい雰囲気、必要な情報がコンパクトにまとまっているとてもよい情報かなというふうに思います。子どもの気持ちを真ん中ということ大切に、親や周りの大人がどう子どもと接するべきかのヒントにもなっているのかなというふうに感じます。

また、資料1—4ということで、これは「駒ヶ根市不登校支援ガイド」というものになりますが、こちらのほうは駒ヶ根市教育委員会が作成しており、これを市内の小中学生に配布したそうです。「不登校は、どの児童・生徒にもおこりうることです。」というメッセージも書かれていて、駒ヶ根市としての姿勢が出ているかなというふうに感じます。

子どもや保護者が悩みを抱え込むことなく、自分に合った人、場所へ気軽に相談できるように、一つのツールとしてこのようなパンフレット、リーフレットを作成することはとても大切なことではないでしょうか。中川村で作成するとしたらどのような可能性があるか伺います。

○教育長 これまで私自身も不登校支援っていうのを行ってまいりましたけれども、その状態や支援の在り方につきましては、以前に比べてさま変わりしてきているなということを感じているところでございます。

今は不登校という言われ方をしておりますが、かつては登校拒否という言い方をしていた時代もあります。人によっては、むしろ現状は登校拒否と言うほうが合っているんじゃないかっていうような方もいらっしゃるような状況もありまして、今置かれている状況っていうのは本当に一人一人違うなっていうことを感じております。

学校頼みとしていたにもかかわらず、学校の判断で専門機関への相談を切り出され、学校に見捨てられたという感情を抱いたっていうこと、これは私も直接保護者の方からお伺いをしたことがあります、相談の中でですけども。

かつては、これが——学校と保護者との関係といいますが、保護者の方が学校頼み、学校との信頼関係の下にそういう思いを持っていたということだと思うんですね。ですが、それが今はさま変わりしてきて、その信頼関係というのがどうなっているのかっていうことは、正直、思います。学校を頼みにする、こうあってほしいと私は今も切に思っているわけでありまして。

令和元年10月に発出された文部科学省通知、先ほど議員からも御紹介がありましたけれども、「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知でございます。

改めてもう一回紹介させていただきますと、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、これは目標にはなっているというふうには認識していますが、しかし現状ではそれだけを目標にすべきではないということだというふうに理解しております。

それで、大事なことは「児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」、学校に行くということだけではないんだと、最終的にはそのお子さんが将来的に社会的自立をしていく、そのことが目指すべき目標なん

だということを改めて示されたものだというふうに思っています。これは全く同感であります。

教育委員会とすれば、やっぱり学校を頼みにしてほしいなど、学校を居場所としてほしいなという思いがあるわけですけども、繰り返しになりますが、一つ一つの事案を見ますと多様な実態にあるということはもう否めない状況であり、支援や居場所等、多様な選択肢が求められる時代にはなったというふうに理解しております。

教育委員会としましても少しずつ相談の場や支援体制づくり、学校以外の居場所のネットワークづくりを進めておりますが、冒頭に申し上げましたとおり、まだ途上であるというふうに認識をしているところでございます。

パンフレットやリーフレットなどのツールは実際に支援体制が整って初めて有効に機能すると考えておりますので、例えば教育委員会がそうしたものを発行していくというためには、そうした有効に機能するような実態をつくりまして、発信できる状況になる、そういうことを目指しながら、そういったことも検討してまいりたいというふうには思っております。

相談窓口については、教育委員会の教育相談係、そして本年度から開設された保健福祉課のこども家庭センター、こども非常に心強い相談場所であるというふうに思っておりますので、連携して、こうしたことも積極的に発信をしていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、不登校を問題にするということではなく、そもそもの学校教育の在り方、これを検討すべき時期に来ているという認識を持っておりますので、そうした意味合いからも、中川村新たな学校づくりプロジェクト、ここではそうした視点も持ちながら取組を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○8番 (大島 歩) 今、教育長のほうからこども家庭センターなどとも連携しながら積極的に発信していきたいというふうなお話がありましたので、ぜひそれを見える形で早めの実現していただければいいなと思いますし、その前段階、土台となるところでは、やはりいろんな居場所があると思いますので、「くらしごと」とさんとか、そういうところも含まれるかなって思うんですけども、そういったところにはぜひこういったものをつくりたいんだっていうような意思を示しながらやっていただければいいかなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

また、今、新たな学校づくりのお話がありましたけれども、私の思いとしても、本当に学校が全ての子どもたちの居場所となったら、本当にそれが一番理想だと思うし、その理想をかなり実現しているような公立学校も日本の中にはあるのかなというふうにも感じております。

その中で、何がじゃあ一番大事なのかっていうと、結局は人なのかなっていうふうに思います。

先ほど学校と保護者の信頼関係っていうお話が教育長のほうからありましたけれども、コロナ禍とかも挟んだりして、なかなかコミュニケーションが、親同士でもですし、親と先生とか学校とか、そういう間でも取りづらくなってきているっていうような、

個、個別になってきているっていうような社会の空気があると思うので、じゃあそういうものをどうやったら私たちは乗り越えてというか、また手をつなぎ合っているのかっていうことは、本当に一緒に考えていかなきゃいけないと思います。

子どもを持つ親の一人として私も感じるんですけども、子どもたちの周りには、いつも応援したりお世話してくれたり、時にはよきライバルのような関係のお友達ですとか、あるいは、もう小っちゃい子からだって励まされたりして、子どもたちは何か生きていって、本当に多くの人たちと関わって子どもたちは育つのかなっていうふうに感じております。

そういった中では本当に自分としてもあれって思うような全然感性の違う子たちと出会うこともあるんですけども、それが世の中では当たり前だと思うので、そういった多様な個性を持っている子どもたちを大人たちがどう応援できるのか、何か今までのフレームに当てはめ過ぎないみたいなことも大事なかなと思います。

それから、何か、子どもたちの権利を大人たちはどうやったら守れるのかな、誰一人取り残さないってすごく言っているけどどういうことなのかなとか、村とか教育委員会も本当に様々な視点からいつも考えていただいていることは承知しておりますけれども、今後とも子どもを真ん中に周りの大人たちがどう手をつなぎ合っていくともっといい状況をつくれるのかなっていうことを私も引き続き考えていきたいと思っております。

以上で1つ目の質問を終わります。

では、続きまして、2点目の質問として「改めて考える災害の食」ということで質問させていただきます。

令和6年能登半島地震で大きな被害を受けた自治体の一つに石川県珠洲市があります。

今年3月、珠洲市に飯田高校というところがあるんですけど、そこで10日間、180人前の給食炊き出しをボランティアで行った料理人の方なんですけれども、三上奈緒さんっていう方によりますと、地震発生から3か月たっても上下水道が使えないなどの理由で高校生たちがお弁当を持参することができないために、レトルト食品とか缶詰とか、非常食中心の食生活をしていたっていう状況があったそうです。

その結果としてどうなったかっていうと、肌荒れですとか便秘とか、そういった健康に悩む声も聞かれるようになって、その対策は保湿クリームを配りますみたいなことだったりして、いや、でも、そもそもって思ったんですね、三上さんは。これでは成長期の子どもたちの体とか心の健康に影響するのではないかなというふうに憂慮されて炊き出しを行ったそうです。

その原資は全て自己資金と寄附金、各地から集まった支援物資でした。ボランティアによって調理が行われましたが、公的機関からの食材費の費用弁償は全くなかったとのことでした。

民間というか、寄附団体みたいなものに対して応募もしたんだけど、やっぱりそういうのもちょっと団体じゃないと難しいよみたいなふうに言われて、駄目だったよう

です。そういったわけで、費用弁償もなく、もう自腹を切って、その行政の方からは、おなかを満たすための食料は非常食で足りているから、炊き出しはあくまでも任意のものというふうな理由を言われたようです。

しかし、カロリーとしては足りているとしても、栄養のバランスですとか、そういったことが非常食とかがですと気になりますし、新鮮な食材から手作りの温かい食事は人の心と体を癒やすもので、軽視すべきではないとは思っております。

実際に、この高校でも給食炊き出しがあると分かって、今まで登校していなかった生徒たちが登校し始めて、後から後から食数が増えていったそうです。

被災者の人は食べられるだけでありがたい、食の質について被災者はどうこう言うてはいけないっていうふうに我慢されている方も実際には多かったかもしれません。

また、別の炊き出し現場の小学校では、給食センターが大きく被災しているわけではないのに調理に使わせてもらえなかった、現地の給食調理員はボランティアの作る料理に一切手を出さない、触れないなど、これはちょっと衛生管理責任の所在問題があるのかなというようにことでしたが、非常時の対応について疑問の残る場面が多くあったとききました。

被災されたその市町村の方はとても大変な状況で、精神的、肉体的、経済的に余裕のない対応になってしまうことは本当に仕方ないことかなというふうに思います。

ただ、もし同じようなことが中川村、伊那谷で起こったとしたらどうでしょうか。農業が盛んで川や井戸もあるとはいえ、広範囲に面的にも大規模な災害が真冬に起こったら、ここでも2か月も3か月も非常食というような状況になるかもしれません。

ですが、過去の災害を教訓に今から備えることで少しでもよい状況にすることができるのではないのでしょうか。

質問です。

1つ目として、中川村の地域防災計画の中では、大規模災害が起こったときに炊き出しに対応できるよう、学校給食センターや保育園の給食室などは防災拠点として位置づけられていますでしょうか。

○村 長 今の中川村の地域防災計画でありますけれども、大規模災害時に、給食センターですとか保育園、これは防災の拠点としては考えてはしないと、位置づいてはおりません。

現在の計画では、大規模災害時の食料確保の方法としましては、住民に対しては最低でも3日、可能な限り1週間は自らの備蓄で賄うように防災訓練やハザードマップの配布、地区防災マップ作成時にお願いをしております、広報等でもこのことについてはお知らせをしておるところでございます。

あわせて、食料の持ち出しができない方などを想定し、村でも防災備蓄品としての食料を各防災倉庫に備蓄しております。

なお、発災直後を想定しているために、調理が容易で非常食としての備蓄が中心となっております。

給食センターの活用につきましては、災害時の利用について防災拠点としての設備

がありませんので、あくまで利用できる場合に炊き出しについて検討することにとどめております。

現状としましては、給食センターの設備を利用しての炊き出しというのは、現実には難しいというふうに考えておるところでございます。

○8 番 (大島 歩) 今、村長のほうからは、保育園や給食センターなどは防災拠点にはなっていないというふうなお話でありましたが、防災計画のほうには今後検討するというような表現もあったかなというふうに思うんです。

実際に能登と同じような状況が起こった場合にはどのように長期にわたって住民の皆さんの食料を確保していくというふうなお考えでしょうか。

○村 長 計画では、災害時の食については備蓄のほかには村内または近隣市町村の業者から購入をするということで、村内外の業者の方と協定を結んでおります。それが間に合わない場合は、近隣市町村及び長野県に対して種類、それから数量を明示して要請をしていくということになっております。

大規模災害時には近隣市町村も同じように被災地になることが考えられます。安定的に食料が確保できるかは確かに不透明な部分もありますけれども、そうなった場合は県を通じて近隣県への要請も想定をしているということで考えております。

また、給食に関しましては、学校給食物資の補給に支障を来すというふうな場合は、公益財団法人長野県学校給食会などと連絡を取り、協力を要請するというふうになっております。

○8 番 (大島 歩) 今、村長のほうからお答えがありました。村内、近隣市町村、また長野県のほうにも応援を求めるといふことでありますけれども、実際に今の能登の状況を見てみると分かるかなというふうに思うんですけれども、あれだけ大規模な災害が起こってしまうと、もう本当に外へ外へと助けを求めなければどうにもならないというふうな状況があったかなというふうに思います。

また、ちょっと私が懸念しているのは、本当に、じゃあ非常食だけで2か月3か月と——もちろん生きることはできると思うんですけれども、やっぱり健康的な面ではちょっと心配があるんですよね。そういった点についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○村 長 おっしゃるとおりだと思います。非常食で、何ていいますか、特にカロリー的なもので恐らく計算をした上で数日間というふうなものはずですから、いわゆるビタミンですとか、あるいは、何ていいますか、タンパク質、これのバランスが取れたものというふうなものは、非常食には今のところなじまないの、そういった形のものはないかなというふうに思っておりますから、先ほど紹介をいただいたとおりの現象というものが起こり得ると、被災地で生徒さんが非常に肌荒れですとか便秘とか、もしかしたらそういったことで体調不良を起こすということは十分に考えられるというふうに思います。

○8 番 (大島 歩) 今、災害時の炊き出しの訓練なども地区によってはしていたりすると思うんですけれども、炊き出しというふうなことに對しては、非常食さえあればいい

やっていうような考えではなくて、これからは考えていかなきゃいけないのかなというふうにも私も改めて思っておりますので、ぜひ、ちょっとそこを検討というか、頭の中に入れていただいて、地域防災計画をまたつくり直す時期が来ましたら、ぜひ御検討をいただきたいというふうに考えております。

それでは2番目の質問に行きます。非常時のそういった炊き出しができる施設、こういったものについては、ボランティアによる運営を含めてガイドラインなどは定められていますでしょうか。この質問をいたします。

○村 長 先ほども御質問ありましたけれども、災害時の給食センター等の利用について今現在は定めておりませんので、ガイドラインについてはつくっていません。

○8 番 (大島 歩) 本当にガイドラインというものがなくなかなか、じゃあその場で考えて動いていいよってということが許されていたらいいのかなというふうに思うんですけれども、なかなか行政の方で、そういうものが動かないと動きづらく、逆に動きづらくなってしまふのかなということもちょっと考えられるんですよね。

それで、実際にガイドラインがあることで柔軟な運営ができなくなるってということも問題であると思うんですけれども、今のところ使う予定はないということなんですけれども、じゃあ逆に、今ここは炊き出し拠点になるよというふうな場所が村の中にどのように存在していて、そこについてどのように運営することが決まっているのかってことをちょっと教えていただけますか。

○村 長 炊き出しにつきましては、原則としては各避難所、避難所を指定しておりますので、そこでの避難所単位で行うということになっております。

炊き出しに関する事務等につきましては中川村社会福祉協議会と協力して行くことになりまして、各避難所において住民、災害ボランティアの炊き出しに携わっていただく人員を確保できるかどうかは、そのときの状況次第ということになるかと思えます。

○8 番 (大島 歩) 今そのときの状況次第ということがありましたけれども、なかなか、そうすると、本当に、今、能登で起こっていたことがそうかなというふうに思うんですけれども、ボランティアがちゃんと入って、例えば災害連携協定をしていましたよとか、そういう決まっていたところは割とスムーズに炊き出しですとか避難所の運営というものがうまくいったというふうな話を聞いているんですけれども、逆に船頭がない場所、やっぱり市町村の社協の方だとしてももしかしたら被災してしまうかもしれないんですよ。今回もそういうことがあったと思います。

それで、そういう中で、じゃあ、あなたは被災しているけれども、もう家のこととか家族のことはさておき、避難所の運営を頑張ってくださいというふうに——頑張ってくださいというか、頑張るというふうに思っている方もいると思うんですけれども、そういうふうにはできない、けがとかしてそういうふうにならないという状況もあるかもしれないんですよ。

だから、一重だけでは駄目で、二重三重と、これが駄目だったらこう、これが駄目

だったらこうっていうような体制をつくっておかないと、やっぱり非常時っていうのは何があるか分からないので、どこまで想定できるかっていうこともあるんですけども、きちんとある程度のところまで決めておいたほうがいいかなっていうに思います。

社協も一体じゃあ何人の体制で避難所の運営に当たれるのかとか、また、私自身もちょっとまだ、じゃあ村の中に避難所は何か所あるってすぐには言えないんですけども、全部それぞれがちゃんと機能できるかっていうことを改めておかないといけなかなと思います、いかがでしょうか。

○村 長 今おっしゃったとおりだと思っておりますので、幾つか、避難所の中で指導的な役割を果たしていただく方、こういった方をきちんと据えながら、それはいろんなタイプの方がいると思いますけれども、こういう場合には次はこういう人がリーダーシップを取ってやっていくということは、想定上の中ではつくっておかないといけなかなというふうに思っております。

今は社会福祉協議会がボランティアセンターを立ち上げて社会福祉協議会が中心になって行くと、それから日赤奉仕団等の皆さんにも協力してもらってというような絵は書いてありますけれども、具体的に、ちょっとイメージとしてつくっておく必要はあるかなと思っておりますから、関係機関と話し合いをしながら、また例といいますか、実際の例に倣いながら——倣うっていうか、体験をされた部分等にも学びながら整備をしていきたいというふうに思っています。早急にやらないといかんかなと思っておりますので、考えております。

○8 番 (大島 歩) ぜひ早めにお願ひしたいと思います。

3番の質問なんです、村の現状での災害時の食、炊き出し体制、ボランティア受け入れなどについてということは今のお答えの中に大体あったかなということで承知しましたので、そこはちょっとスキップしたいと思います。

4番の質問に参ります。

資料2にありますように、こちらは日本農業新聞の記事になりますけれども、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などにおいて災害時に食事を十分に供給できなかったことを反省し、防災拠点として使える給食センターを造った自治体が全国にあります。

中川村では新たな学校づくりが進められていますが、今後、学校、給食センターといった場所が地域の防災拠点として果たす役割は大きいのではないかなというふうに考えます。また、そうあるべきではないかなというふうに考えます。

中川村で今すぐ給食センターの大規模な改修などはちょっとできないとしても、例えば太陽光パネルを設置して非常時にエネルギー自給できるシステムを備えたり、備蓄倉庫を設置したりするなどの対応もできるのではないのでしょうか。

飯島町では非常時に最大800食の食事を供給できる設備を備えた給食センターを設置しています。

現時点で給食センターの防災拠点としての機能強化及びに将来的に給食センターを

防災拠点として改修や新設することについてどのように考えておられるか、現時点でのお答えをお聞かせください。

○村 長 過去の大災害を踏まえ、特に経験されたところにつきましてなんですけど、新たに設置される給食センターの中には防災拠点としての機能を持った給食センターが設置されているということは、今の新聞の報道や議員のおっしゃったとおりだと思っております。

近年の様々な災害発生の状況から、備えをどうしていくかについては村にとって今すぐにでも考えていかなければならない課題だなというふうに思っておりますし、先ほどもありましたけれども、非常時だから非常食では被災された方の体と心に必要な栄養が届かないと、そのとおりだというふうにも思っております。

現在進めております教育委員会の新たな学校づくりプロジェクトでは、本年度から新たな学校づくり委員会を立ち上げてまして教育内容、学校施設について検討する予定であるというふうに承知をしております。

給食センターにつきましては、現行の施設を活用していくのか、新たな施設を設置していくのか、これからの検討課題になるというふうに思っております。

防災担当である村長部局としましても防災会議等で給食センターの防災拠点としての必要性を議論し、教育委員会部局とも協議し、防災の観点から見た学校給食センターの在り方については一緒に考えていく必要があるかなと私どものほうでも考えておるところであります。

また、現在の給食センターをどうするかにつきましては、現状の災害に対応した造りになっているかどうか、なっていないと思われまますので、どこまで、何ていいますか、検討する必要があるのかということでありまます。防災拠点に対応した大規模な改修等につきましては、これは現状では難しいだろうなというふうに思っております。

例えば、先ほどから話が出ておりますとおり、ボランティアの方などなどの炊き出しを想定するとすれば、文化センターですとか各学校の調理実習室、この利用が現実的ではないのかなというふうに思います。

いずれにしましても、地域防災計画が災害の発生した場合の実効的な備えとなっておりまますので、現状の認識をしながら計画の見直しも含めて考えていきたい、というふうに思っております。

○8 番 (大島 歩) ぜひ防災拠点として、子どもたちの命も守るし住民の命も守るといような、そういった施設が造られていくといいかなというふうに考えます。

また、今、最後に調理室ですとか学校の調理実習室を使うというお話もあって、先ほど申し上げた三上さんも、実際に飯田高校は給食がなくてお弁当ですので、調理実習室を使わせてもらったというような現状があったそうです。ただ、じゃあそれで本当に何人前の食事を作れるのかっていうことになるんですけど、180人前のものを作るのには、やっぱり外からガス台とかガスも借りてこないと間に合わないっていうような現状があったっていうことです。

改めて、じゃあ村民の人たちがみんな避難所に食を求めてきた場合には最大で一体

何食を作らなければいけないのかといった想定から本当に考えていくことも必要なのかなというふうに考えます。ぜひ早めに検討していただきたいと思います。

以上で私も質問を終わります。

○議長 これで大島歩議員の一般質問を終わります。

次に、4番 長尾和則議員。

○4番 (長尾 和則) 私は、さきに提出しました通告書のとおり、大きく2項目について質問をさせていただきます。

最初の項目としまして、牧ヶ原台地の土地利用について3点質問をいたします。

現在計画中の施設一体型の義務教育学校——小中一貫校の建設予定地について、村長は本年3月の議会定例会において中川中学校敷地及び接続村有地を敷地とすることを表明されました。

今後、学校建設予定地周辺、いわゆる牧ヶ原台地の土地利用については様々な変化が生じてくると思われまます。

牧ヶ原台地の土地利用計画については、過去の議会定例会の場において2番議員と私から数回にわたって村側の考えをただしてまいりました。その質疑の中で当該地を従来の農地を中心とした土地利用から農地以外の土地利用とするためには次に述べます諸課題をクリアする必要があることが村長からの回答でも示されており、いずれも関係者、関係機関との協議や交渉に時間を要することが予想されることも村長は回答の中で述べられております。

諸課題6点を挙げます。

1点目、農振法に基づく農業振興地域の大胆な変更、具体的には農用地面積の削減。

2点目、牧ヶ原台地における農地所有者との合意形成。

3点目、昭和34年発足以来牧ヶ原台地の農業を守ってきた牧ヶ原開田組合との協議。

4点目、小和田地区基盤整備事業に伴う牧ヶ原揚水ポンプの改修の可否、これについては若干補足させていただきます。

現在進行中の小和田地区基盤整備事業に伴い、牧ヶ原揚水ポンプの取水地点を現位置より高くする必要が生じます。当面、数年間は当該地のかさ上げ工事は実施されないため、改修の緊急性はありませんが、平成29年度——今から7年前に改修したばかりのポンプを再度改修するのか、近い将来、判断しなければいけません。

5点目、平成28年度から令和元年度に実施された小和田地区かんがい揚水ポンプ工事において県営農村災害対策整備事業として受けた補助金への対応。

6点目、平成29年度に実施された牧ヶ原揚水ポンプ更新工事において土地改良施設維持管理適正化事業として受けた補助金への対応。

これら6点の課題が挙げられると思います。

私は、段階を追ってこれらの課題を解決しながら、牧ヶ原台地の土地利用は農地以外の土地利用にシフトしていくべきだと考えます。その理由を2点述べます。

1点目、新学校建設に伴い撤去対象となる牧ヶ原南団地に代わる新集合住宅の建設

構想及び建設場所は未定ですが、現居住者並びに牧ヶ原地区は牧ヶ原地籍への建設を希望されています。仮に新集合住宅を牧ヶ原台地に建設する場合、建設可能な土地は全て農業振興地域に指定されていることから、その除外申請の必要が生じます。

また、小和田地区基盤整備事業に伴い家屋移転を要する方の中には牧ヶ原台地への移住を希望される方が見えると仄聞しております。この場合も農振除外申請の必要があり、複数の方が該当者となった場合には行政側で一括対応する必要性が生じると思われます。

これらの事象の起因理由は別々であるものの、前提として牧ヶ原台地の土地利用計画の一貫性が必要であると私は考えます。

理由の2点目、中川村都市計画マスタープランでは、牧ヶ原台地は村唯一の新規住宅地誘導検討地域に指定されております。

平たん地で景観がよく、災害発生のおそれが少ない地域であることから、住宅建設の適地であると思われまます。牧ヶ原台地の一角を占める南原地区に現在では約100戸の住宅が存在することがその証左でもあるとも考えまます。

村外から住宅を新築しての移住を求める方、現在村内居住の方で村内に移転新築を求める方の受皿となる住宅新設用地が村内には極めて少ないことから、牧ヶ原台地の宅地化は村の将来にとってメリットが大きいと私は考えまます。

以上の2点がさきの理由になります。

牧ヶ原台地を農地以外の土地利用にシフトしようとした場合、さきに挙げた様々な課題への対応を考えると、中長期の方針をしっかりと示した上で、対象地を幾つかの区域に分けて順を追って段階的に取組を行っていく方法が現実的ではないかと考えまます。

当面、喫緊に対応が必要な新学校の建設、牧ヶ原南団地の解体とそれに伴う新集合住宅の建設を考慮すると、牧ヶ原台地の土地利用計画の方針を今年度立案し、村長が牧ヶ原台地の将来的な土地利用は農地以外を目的としたものにしていきたい旨の意思表示をしっかりと示して今後生じる諸課題に一貫性を持って対応していくことが必要であると私は考えまます。

質問の1点目です。以上、私が述べました構想に対する村長の考えをお聞かせください。

○村長 新しい義務教育学校の建設場所、牧ヶ原南住宅の移転新築を決めた経過について、もう一度改めて申し上げたいと思います。

まず初めに、義務教育一貫校の予定地は現中川中学校と周辺の村有地を利用することを3月議会で私は表明いたしました。

次に、将来の児童生徒数につきましては現在より減少はいたしますが、学校は居住する場所と分けたほうがよいと考え、老朽化し高齢者には居住不向きな現在の公営住宅環境がよいとは言えまませんので、牧ヶ原南住宅を移転新築する、このことを決めたところでありまます。

そして、移転新築場所でありますけれども、牧ヶ原地籍の住宅建設ができる場所と

して準工業地域であります堀ノ内を考えたわけでありまして、これは、既に住宅、工場等が混在をしております、まとまった土地が確保しにくいということが考えられます。

次に、5月12日には、牧ヶ原地区の皆さんに対しまして、新学校の建設場所、伴いまして牧ヶ原南住宅の移転新築について考えているということを含めて申し上げ、牧ヶ原にまとまった土地を確保し建設する構想があるということをお話ししたところであります。

これが現在申し上げられることでございます。

それで、議員がおっしゃいますように、牧ヶ原台地の土地利用計画の方針を今年度立案し、村長が牧ヶ原台地の将来的な土地利用については農地以外を目的としたものにしていきたい旨の意思表示をしっかりと示して今後生じる諸課題に一貫性を持って対応していくことが必要であるということは、御指摘のとおりかと思っております。

何度も元へ戻るような話をさせていただきますが、農業振興地域の中にありまして、牧ヶ原にふさわしい農業の形態、こういったものが将来どうあるべきかということを考え——農家の皆さんもそうなんですけれども——想像しながら、居住空間をうまく組み込む土地利用を考えていきたい。

ただ、牧ヶ原につきましては10haを超えるまとまった農業を行える場所ということですので、農業用地以外の土地の利用については、御承知のとおり大きく制約をされます。したがって、集団性を壊すような農業以外の土地の利用は難しいということも御理解をいただきたいと思っております。

それで、牧ヶ原地域の土地利用計画及び開発につきましては、将来的な構想を持ちつつ、当面必要な区域から段階的に開発を進めていくということが議員がおっしゃるとおり現実的だなというふう考えております。

それから、もう一点、牧ヶ原開田組合との問題を指摘いただいておりますけれども、開田組合でも、将来的な水利施設の維持管理等、費用負担を懸念しております、村や土地開発公社も毎年多額の賦課金を負担している現状であります。これは、開田した牧ヶ原に対して、学校をまず開き、それから文化センター、土地開発公社が南原団地も開発してきた経過の中で、これは契約事項の中で同意をもってやっているということでございます。

そういう現状がありますので、牧ヶ原台地の将来的な土地利用の在り方を考える必要はあるというふうに思っております。早々に結論を出すことは難しいかもしれませんが、開田組合や関係者と話し合いをしなければならぬ、進めていかなければならぬ、開田組合の皆さんも非常にそのことは気にしておりますので、併せてこの場で述べさせていただきました。

○4 番 (長尾 和則) 今、村長からのお答えでは、一気には難しいというお答えだったかと思っております。

ただ、その中で、居住区を組み込みながら徐々にというお話がありました。

確かに、従来、牧ヶ原の開発は、今、村長もおっしゃった中学校と社会教育施設と

南原団地、ここはきちんと土地利用の計画を立てて過去の先輩方がやってきたわけですね。

それ以外、実を言うと私の居住しておる地区もそうですが、これが堀ノ内と村長が言った地区です。ここは現在も用途区域は工業地域です。そこにもう10戸以上のおうちが建っております。私が建ててもう30年以上たちますので、30年以上用途地域の変更がなされていないということですね。結果として、今回、用途地域の変更を今建設課のほうでされておると聞いております。

ことほどさように、中長期の方針というものを一気には無理だとしてもしっかりと立て、あの貴重な土地を——農業も当然重要だと思います。ちょっと後ほど言いますが、また小和田地区との関連も考慮に入れながら、これも先ほど村長がおっしゃったポンプの改修の是非、これは数千万円かかりますので、この段階で土地の利用をどうしていくかというのはしっかりと示してあげないと、また次世代に禍根を残すと思います。この点は、しっかりと、ぜひお願いしておきたいと思っております。

そこら辺は私もしっかり今後チェックしてまいりたいと思っております。こんなことはないかと思っておりますが、行き当たりばったりで土地政策が進められるということだけないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それに関連しまして2点目の質問をさせていただきます。

今言われたようにたくさん問題を抱えておりますので、こういった構想を将来数十年にわたって対応した場合には、担当部署が地域政策課、産業振興課、建設環境課にまたがることになると思っております、現在の課で言うのですね。

村の将来に重大な影響が生じる計画であることから、将来にわたっての牧ヶ原の土地利用計画はプロジェクト名として関係部署が一体となって対応する形としたらどうかと私は考えますが、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 今、牧ヶ原地区のお話をさせていただいております。牧ヶ原地区が確かに焦点には——焦点といえますか、義務教育学校を建設し、古い住宅を移転すると、公営住宅の移転新築を考えているんだということで、今、議員の御質問にあるわけでありまして、牧ヶ原地籍に限らず、例えば中組の周辺の土地利用、このこともずっと課題になっておるところでありますし、中央のチャオ周辺であります。この周辺の商業地域の土地利用の在り方、これも見直す、まとめて——まとめてという言い方はありませんが、ずっと懸念される問題だということで延ばしてきましたけれども、このことも含めて全体を見直す時期にあるというふうに思っております。

今後さらなる人口減少が予想される中で、持続可能な村づくりに向け、村は農業の振興を産業の柱に据えながら、将来にわたり住みやすい居住空間ですとか、商工業の事業所、医療・福祉施設のあるべき場所、公共施設の配置など、もう一度整理をしてみても必要があるという時期にあります。

村全体の土地利用の在り方の検討につきましては、関係する部署に限らず、役場全体で横断的に取り組んでいく必要があるかというふうに考えておるところであります、中心となる部署がやはり要ります。これは地域政策課であるというふうに考え

ております。

今ずっと長々と申し上げましたけれども、そのために、今年度、新たに土地政策係を設置したところであります。今後、新たな学校建設及び関連する事業計画と併せまして、村内の主要地域、エリアと申し上げてもいいかもしれませんが、その土地利用計画、構想の策定を、特別チームといいますか、プロジェクト的に進めていきたいというふうに考えておるところでございます。具体的な進め方につきましては改めて議会の皆様に御説明をしたいというふうに思います。それなりの名称があるものでございますので、よろしく申し上げます。

それで、返りますけど、長く申し上げてしまいましたが、議員の御指摘のとおり、今後具体的に事業を進めていくためには、地域政策課、産業振興課、建設環境課、また教育委員会、そして保健福祉課など、関係する部署が情報共有すること、そして連携して取り組むことが必要であるということと言うまでもありません。関係部署による事業調整会議を適宜開催しながら進めてまいります。中心には地域政策課を据えて調整を図っていくということでございます。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。

過去から、中川村の土地利用計画の必要性っていうのは6次総合計画にはうたわれたんですが、あまり発展してこないということをして2番議員も私も数回にわたって指摘させていただきました。

その点では、今年4月に今村長がおっしゃった地域政策課の土地政策係が設けられたというのは、一歩前進というふうに私も評価できるかと思います。

ただ、これからですので、今村長がおっしゃったように、議会も協力してまいりますので、ぜひ村の土地利用がよい方向に進んでいくようによろしくお願いいたしますと思います。

それを前提に3点目の質問に移ります。

牧ヶ原に農地を所有して、将来もその土地で農業を営みたい方、こういう方は当然お見えになると思います。こういう方々に対して牧ヶ原が非農地化していく段階では代案を示す必要があると考えます。

一案として、これは私の私案ですが、小和田地区の基盤整備事業が完了して農地が整備された後、その農地を利用する予定のない現地主の方——現実にこういう方々が散見されるということは耳に入ってきております。こういった現地主の方々と協議をした上で、牧ヶ原で農業を継続されたい方の替え地として小和田地区の当該地を示す方法があるのかと思います。

事前に関係課にヒアリングしたところ、様々な関係法令等の縛りがあることはお聞きしました。確かに難しい問題があると想像はしますが、片桐地区における将来の農業の在り方を考える上でも、大方向として検討に値するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○村 長 小和田地区の基盤整備事業実施に当たって事前に行ったアンケート調査の結果であります。基盤整備後、農地を貸したい、あるいは手放したいという意向の方もいらっ

しゃいました。基本的には——基本的にはというか、最終的な地権者の意向を踏まえて換地計画の中で調整、または換地計画作成後に土地の使用者、場合によっては耕作者との調整を行っていくこととなります。まずは現土地所有者、耕作者の中で調整をしていくことが基本にはなるかと思っておりますけれども、希望者がいない場合は地区外に耕作者を求めていく、こういうことになるというふうに思っております。

基盤整備をやって土地を大きくして、こちらのほうで、もし、いわゆる牧ヶ原台地に土地を所有の方が違うところで農業をやりたいという対象が基盤整備後の小和田にあるとしたら、この調整は私どもも図っていきたいというふうに思っております。

先ほどお話をさせていただきましたとおり、牧ヶ原台地の一体的な開発を早期に進めるということは非常に難しいわけでありましてけれども、当面は段階的な開発を計画する中で、そのような希望があれば、小和田地区内に限らず、耕作者の希望に応じて代替農地を確保していきたい、この橋渡しをしていきたいと、こういう考え方でおります。

○4 番 (長尾 和則) 現在も、牧ヶ原台地、ちょうど今お田植が終わったところですけども、水田をされておられる方が見えます。昔に比べれば、それは極端に少なくなっておりますけれども。

仮に牧ヶ原のポンプアップをしないということになると、その方々が水田をほかに求めたいとなった場合には、先ほどおっしゃったように小和田というのも一つの手かなと思いますし、また居住地と併せて農地もということになると、水が必要ないという言い方はよくないのかもしれませんが、水を水田のように要しない農業を希望される方、こういう方に限られちゃうと思いますので、そういうことをうまく組み合わせながら、牧ヶ原以外の土地利用計画も考えながら進めていただきたいと思います。

大項目の1点目は以上になります。

2項目目の質問に移ります。

今質問した項目と重なる部分がありますが、ダブリになるところがあるかもしれませんが御容赦ください。

「牧ヶ原南団地解体に伴う対応について」お尋ねをいたします。

先ほどの質問でも取り上げたとおり、義務教育学校の建設に伴い公営住宅牧ヶ原南団地の閉鎖、解体及び現居住者の方々の移住の必要が生じます。

牧ヶ原南団地の現居住者並びに牧ヶ原地区の住民の方々に対し、先ほど村長がおっしゃいましたとおり、村は、本年5月12日の日曜日、牧ヶ原地区集会所において学校建設事業及び牧ヶ原南団地の閉鎖計画について説明会を行いました。

地区住民からは、この席上や私が個人的に聞き取りをした中で、現在南団地には30戸があり、地区全体戸数の約4割を占めることから、新しい住宅は牧ヶ原地区内に建設してほしい、南団地現居住者のこれからの生活設計を考えると、なるべく早く詳細な全体スケジュールを示してほしい等の声が聞かれました。南団地にお住まいの方の中には20年以上居住される方が複数お見えになりますので、お気持ちはごもっとも

なことかと感じております。

質問の1点目です。

牧ヶ原南団地閉鎖に伴う新しい公営住宅もしくは村営住宅——以下、新住宅と表現いたしますが、新住宅の建設構想及び建設予定地はいつ頃正式に示されるのか、お尋ねをいたします。

○村 長 新たな学校の開校に向けての日程、こういったものを逆算する必要がありますので、日程を逆算いたしますと、牧ヶ原南住宅の移転につきましては早急に取り組む必要があります。まずは本年秋を目途に建設構想及び建設予定地を決めていきたいというふうに今は考えております。

○4 番 (長尾 和則) 本年秋という回答をいただきました。

地元も大変心配しておりましたので、具体的な構想が固まりましたら、またぜひ詳細な説明を南団地の方々にはよろしくお願ひしたいと思います。

2点目です。

これは説明会の席上で私も発言させていただきましたが、再度になりますが、この場でもう一度質問させていただきます。

現在の牧ヶ原南団地は公営住宅法に基づく賃貸住宅であり、家賃は他の村営住宅に比較して安価に設定されております。

新住宅は現在と同様な公営住宅とするのか、それとも通常の村営住宅とするのか、お尋ねをいたします。

○村 長 まず大きな前提としまして、現在牧ヶ原南住宅に入居されている皆さんの移転を考える、当然でありますけれども必要があるということでもあります。

現入居者の中には、高齢になっている方、障害をお持ちの方、それから単身者など、様々な境遇の方がいらっしゃいますし、また、入居当初は低収入ではありましたが、現在では収入が増加し、将来的に公営住宅に住み続けていただくことができない、これは法律上のことがありますので、収入超過者の方もいらっしゃいます。様々な方がいらっしゃるということでございます。

それで、牧ヶ原南住宅に代わる新たな住宅建設に当たりましては、新たな学校建設事業とも相まって、短期的に多額な財政支出を伴う事業となることが予想をされます。重要な財源となり得る補助事業の要件等は第一に考慮しなければなりません。そのことを考えながら、現入居者個々の皆さんの状況に沿った住宅確保ができますように検討を進めていきたい、これが基本的な考え方でございます。

現時点では住宅の種別、戸数等はまだ決定しておりませんが、こうした状況、今申し上げたような課題、これですとか村の将来的な住宅政策も含めて総合的に考えて、新しい移転場所、それからタイプ、戸数、こういったものを検討していくということを考えております。

○4 番 (長尾 和則) 今、村長のお答えの中にあつた項目、若干かぶりますが、3点目の質問でもう一回質問させていただきます。

過去的一般質問の中で複数回、3番議員、それから私も質問いたしました、質問さ

れましたけれども、高齢者専用の村営住宅の必要性、これについては村長もそのときの回答で認められております。

新住宅はその点を考慮したものになるのか、また、そうなった場合には——これは、せんだって牧ヶ原地区の懇談、懇親会があつたんですが、私たちはそうなった場合にはそっちへ移れるのかねっていう方も見えましたので、そうなった場合に牧ヶ原北住宅に居住している高齢者の方の移転も考慮していくのかもお尋ねいたします。

○村 長 いわゆる高齢者の皆さんが住みやすいといひますか、そういうタイプというふうなお話があつたというふうなことかというふうな受け止めましたけれども、高齢者の皆さんの専用住宅が必要だというお話はいろんなところでも聞いていますし、私も必要だろうなという認識は持つておるところでございます。

先ほどの回答でも述べましたけれども、今回の牧ヶ原南住宅の廃止に伴う新たな住宅の建設につきましては、基本的な考え方としましては、まずは現入居者の状況を考慮して建てる、こういうことが第一であります。その上で、将来的なことも視野に入れ、できる限り高齢者や障害者の方などの居住に配慮したものとなるように努めていきたい、こういうふうに考えております。

ただ、状況に応じましては牧ヶ原北住宅にお住まいの方に対しましても新たな住宅への転居に関してのあつせんをさせていただくというふうな場合があるかもしれません。

しかしながら、第一には現南住宅にお住いの皆さん、こういう方々を対象にしながら、村全体の構想の中でどういうものかいいかということでございます。そういうことを考えていきたいということです。

○4 番 (長尾 和則) 承知いたしました。

高齢者の方、私は前回の質問で述べた記憶がありますけど、牧ヶ原団地の今の実態っていうのは、どうしても高齢者の方が徐々に多くなりつつある。高齢者の方の割合が多くなりつつある。

若い方々は、ほかにも村営住宅がここ20年間で幾つも建設されましたので、そちらのほうへ入居される。これはもう自然な流れであるかと思ひます。

そうなつてくると、やはり牧ヶ原団地には、今も、将来、これからも、お住まいになる方は高齢者の方が多いだろうと予想されますので、ぜひ高齢者専用の村営住宅もしくは公営住宅、前向きな検討をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議 長 これで長尾和則議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時50分とします。

[午前10時32分 休憩]

[午前10時50分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

○1 番

1 番 片桐邦俊議員。

(片桐 邦俊) 私は、さきに通告いたしました2問について質問いたします。

最初でありますけれども、「改正される食料・農業・農村基本法に基づく村としての対応について」という項目であります。

今回の質問の食料・農業・農村基本法につきましては、昨日3番議員の質問でも報告があったとおり、一般質問通告後に成立されておりますので、私も若干通告書の内容と変わっている部分があるかと思っておりますけれども、よろしく願い申し上げます。

農政の憲法と言われる食料・農業・農村基本法の改正法が5月29日の参議院本会議で賛成多数で可決、成立しました。

基本法は、1999年に改正されて以降、25年ぶりの改正となります。今回の改正は、ロシアによるウクライナ侵攻や世界的な気候変動、円安の影響による穀物価格を中心とした輸入品の価格高騰、農業の担い手不足、また地球環境問題への対応など、農業を取り巻く情勢変化により改正されたわけであります。

現在、私たちは当たり前のように食べたいものを手に入れることができますが、それがずっとこの先も続くかどうか、私は疑問に感じております。

改正法は、食料安全保障の確保、環境と調和の取れた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興の4つが柱となっております。

改正法の内容を見ると、村の第6次総合計画の農林業振興の施策内容をほぼ網羅しているというように思われ、村としても第6次総合計画をまずは着実に実行することが重要と考えます。

基本法成立後は具体的な基本計画が策定され、国が政策として執行されることになるわけでありますが、生産農家の皆さんの理解はもちろんのこと、消費者としての国民の理解促進も大変重要であります。

村長も、昨日、2番議員の質問の中で、食料問題は国民一人一人に理解していただくことが大切であるという説明がありました。

私は、生産者目線として、現状でも村として住民の皆さんや消費者の皆さんに向けてできることがあると思ひ、幾つか質問をいたします。

既に村として実施しているという内容もあるかもしれませんが、いずれも積極的な取組が必要と考えておりますので、今後の取組についてもお答えいただければ幸いです。

まず1点目でありまして、農業新聞の農政モニター調査では、基本法改正の期待する点として適正な価格形成が最も多かったということです。

価格形成は制度づくりが極めて難しい領域だと私は考えます。国も価格形成について法制化を検討しているようですが、なかなか難しいと思ひます。

消費者は小売店の価格を見ても生産者が適切な報酬を得られているかどうかは分かりません。そのため、価格に占めるコストや報酬を示して、消費者の皆さんに理解を得ることも大切であると考えます。

村としても、標準農家のコスト、これは生産費でありますけれども、生産費を示し

て、農業団体や食品業界からだけではなく、村としては難しいと思うので、営農センターや農業委員会などから社会に発信していくことができないかと考えますが、村の考えをお伺いします。

○産業振興課長

ただいまの御質問に対してですが、まず農業委員会からの価格等の基準、こちらについての情報の発信についてでありますけれども、まず農業委員の掌握する権限、つかさどるべき法制、制度は、農地法等に基づく農地の最適な利用とその促進となります。

農地における優良な農作物の生産、その農作物の適正は価格での販売は、農業委員会としても願うところではあると思ひますが、農業委員の立場として、その価格の根拠となるコスト等、こういったものを発信するという事は、その権限を越えるところとなってしまふということから難しいのではないかと考えております。

ただし、農業委員会では、参考となるべき標準的な農地の賃借料ですとか作業に係る労賃について、毎年種々の要素を考慮した上で農業者へ情報の提供を行っております。

また、機関としては独立しています営農センターからの情報発信についてですが、営農センターは、農業振興に携わる農業関係機関及び生産者が一体となり、他産業とも調和の取れた長期的かつ総合的な農業、農村の振興を達成するための母体となる団体となります。

農業技術の導入、開発及び営農指導等については事業の一つとして行うものの、国同様、価格形成に係る根拠となる情報の発信、これについては、農業者の収益に大きく影響を及ぼします。逆に、高価な現存価格の農作物、こういったものの引下げへつなげてしまう危険性も含まれるものであります。このことから、標準農家のコスト、こういったものの額、これを発出することは難しいのではないかと認識しております。

ただし、それに係る研修ですとか講演会等、振興の一端を担うことは重要であり、必要であるとも考えております。

○1 番

(片桐 邦俊) 実は、私も過去に仕事をしておりましたときに——県のほうで標準農家の生産費を出しておるんですね。それをもって量販店等との商談をやっておりました。

なかなかコストに見合った商談ができなかったという話があるわけでありましてけれども、これからいわゆる資材費が高騰したりとかして生産費がかなりこれからも高騰していくというふうに判断をしておりますので、やはりこういったコストアップの部分だけでも消費者に知らしめていくということが私は必要だというふうに考えております。

先ほども言いましたけれども、村長も言われたとおり、やはり国民にも今回の基本法改正っていうのは理解をしてもらわなきゃいけないと思っております。そのためにも、やはり、こういった一つずつの積み上げという形の中で、まずはそういった生産費を産地から発信していくということも私は必要だというふうに考えております

○村 長 長野県の機関の農業改良普及センターといいますか、今は名称が違うかと思いますが、このところが、標準的な、いわゆる経営に見合った規模ですとか作目、そしてそれはどういうところから導き出すかっていうと、その時々のお話のいわゆる生産額、要するに売上げ、売れる額と生産費用、いわゆるお話のあったコストだと思います。こういったものを作っておったというのは私も存じ上げております。

一つは、ここら辺にやはり指導いただく中で、営農センターとしては、何度も申し上げておりますけれども、なかなかそういうことができませんもんですから、一つは、長野県の専門の機関、こういったところがやはり大きく前に出て説明をしていく、こういうことが必要になるのではないかと思います。

また、これは、新たな意味では長野県のほうに強くお願いをしていく項目かなと思っておりますが、私ども独自にはこの能力はありませんもんですから——能力がないと言っては失礼ですけど、普及センターの職員さんも入ってくれてはおりますけれども、そこまではできませんので、営農センターではちょっと荷が重いし、またやるべき課題かなということはあると思いますが、私としては長野県のほうに要望していくことは必要かなと思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 内容は理解をいたしましたけれども、今、村長の言われたとおり、昔でいう県の普及センターですね、普及センターのほうから生産費を示したものが出ているわけでありまして、これについては、今はじゃあ村の農業がどのくらいのコストがかかっておるっていう部分をやっぱりどこかで住民にも分かってもらってということも必要だというように思っておりますので、村として生産コストはなかなか作成できないというようなことは分かりましたけれども、県で作成したものについていろいろな機会に村の住民の皆さん方にお伝えしていくような場面というのは、ぜひ、ちょっと今後とも検討いただきたいなということをお願いして、次の項目の質問に参りたいと思います。

2番目は、適正価格の次に農政モニターの皆さんの期待が大きかったのは食料安全保障の確保であります。

食料安全保障とは、生存に必要な食料を確保するだけでなく、誰もがニーズや嗜好に合った食べ物を得られ、活動的な生活を送れる状態のことです。

食料安全保障の確保につきましては、一番は食料自給率を上げることが解決策というふうに考えますけれども、まず、すぐに対応できることとして食品ロスを減らすことが一つの案としてあると考えます。

国連のSDGs目標に食品廃棄物食品ロスの削減があり、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料廃棄を半減するとしています。

村の食品廃棄量は少ないとは聞いておりますけれども、こういったことは子どもの頃からの教育が重要であると考えます。

中川村でも令和6年度から10年度にかけての第3次食育推進計画が作成されましたし、今までも学校では食育を実施していただいておりますけれども、食の循環や環

境を意識した食育の推進が重要と感じます。

食にまつわる環境教育の授業を実施した松本市のある学校では、参加した児童の約5割に意識や行動の変化があり、食べ残しも30%以上削減されたとの報告もあります。効果は児童から保護者、家庭へと波及することが考えられます。

村としてこういった食育へ取組についての考えを伺いたいと思います。

○産業振興課長 まず、食料安全保障の確保に関する施策に位置づけられておりますのは、食料の安全、安定的な確保、また国内生産で需要が満たない食料等の輸出入の安定的、持続的に講ずるべき施策等であります。

本法に限らず、食料に係るあらゆる制度、施策を確実に運用するための大前提として食品ロス、無駄の低減といった環境への配慮もあると考えております。

議員の発言のとおり、環境に配慮し、食育を行うことは非常に重要です。幼少期から見につけた知識等については、いつまでも頭の中に残り、活用できるはずであると思っております。

学校では、これまでも学校給食を軸に食育を推進しています。

食品ロスという視点で見ると、残菜の量は、欠席者が重なるなど特別な日を除くと3校ともにグラム単位——100g単位ですが、となっており、中学校に至っては残菜ゼロの日も珍しくないということで伺っております。このことから、子どもたちの食品ロスについての意識はこれまで取り組まれてきた食育の中で育まれたものだというふうに理解しております。

環境への配慮は村としても重要な視点だと考えておりますので、子どもの頃からの学びにつながるよう、今後も取り組んでいきたいと考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今御報告があったとおり、私も聞いておりましたけれども、中川村では小中学校ともに、食品ロスっていいですか、廃棄する食料が少ないっていうのは聞いておりました。いろいろな効果が出ておるのかなと思いますけれども、ぜひそれが子どもたちから家庭のほうへつながるような仕組みっていいですか、いわゆる食育、こんなこともぜひお願いをしておきたいなというように思っております。

続いて3番のほうに参りますけれども、次に期待が大きかったのは多様な農業者の確保でした。

食料安全保障が課題となった現在、やはり地道に農業の再生に努力すべきであります。そこで必要なのは農業の担い手になるわけです。

村でも農業に関わる地域おこし協力隊員が雇用され、現在も村に定住して農業を営んでいる方がいらっしゃいます。農業に関わる協力隊員の募集も積極的に進めていってはどうかというように思っております。

今、現状の地域おこし協力隊員の募集状況についてお伺いしたいのと、また国の農業次世代人材投資事業や、今年から中川村も連携を取ったようではありますがJAの農業インターン事業などの内容についても発信していくことが必要というように考えておりますけれども、村の考えをお伺いしたいと思います。

○産業振興課長 現在、2名の元地域おこし協力隊員、こちらが村内の農業者として活躍しています。

これらの農業者の方は、入隊中は恵まれた環境とはいえ、相当の苦勞をされた後、目標を成就されております。

村としても、違った風を吹き込むと同時に、担い手となる農業者の確保の観点からも非常に期待できる制度と捉えているところであります。

しかし、その一方で、農業の難しさ、大変さ、必要な知識や必要な体力、それらを目の当たりにして諦めていく方も少なくはありません。

村が受ける恩恵に比して、隊員となる方の思いや覚悟も相当なはずであると思えます。ゆえに、本人次第とはいえ、隊員として受け入れるのは一人の人生に関わってくることであり、ということもはっきり村として想定、思慮しつつ受け入れることが必要と考えます。このことを踏まえた上で、今後、隊員の募集、これに係る検討をしていきたいと考えます。

現段階での募集については、今は行っておりません。

また、これも取り組んではおるわけですが、国の施策、JAの推進する事業、これらも同様に、状況についてタイミングを見計らいつつ検討、発信してまいりたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 隊員になられてから農業に携わる方たちの大変さという事も十分理解をしておりますし、そんな部分では、やはり村の支援策というものを十分考慮しながらの募集というものが必要だとして私も考えておりますので、ぜひそんなことを考慮しながら前向きに募集について御検討をいただければというふうに思っております。お願いいたします。

4番目ではありますが、改正法の農村の振興の中に新たに「農村との関わりを持つ者」という言葉が出てきておりますけれども、これは農村関係人口のことです。

関係人口は、御存じのとおり、都市部の住民が特定の地域へ建設的に関わる、いわゆるファンのごとであり、農村関係人口はその農村版と言えます。

今後は村としても農作物の収穫体験会や農家民泊を積極的に進めて中川村農業のファンをつくることの方々に生産者の実態を理解いただく機会になるし、今後の適正価格販売の一助にもなると考えますが、今後の関係人口に対する取組につきまして村の考えを伺いたいと思えます。

○産業振興課長 議員の質問のとおり、改正法でうたわれます「農村との関わりを持つ者」、ファンについての位置づけについては、農村における景観、農地や地域資源を保全していこうとする本法の基本理念の一つとして重要であるとされており、当村の農業に限らず、あらゆる施策においても重要であると認識しております。

いわゆるファンとしてこの方たちを捉えるのであれば、個人農園でのオーナー制、農家民泊の利用、本法の49条でうたう市民農園などなど、農村の農業を目の当たりにして体験する機会としては現行の取組を継続していく方向であり、ファンをつくる一つの有効なツールとしても認識しております。

この法律の第4節にうたわれておりますが、農村の振興に関する施策に位置づけら

れる各取組が農産物の適正価格の判断等にどう影響するかは未知数であるわけですが、農作物はどのような過程を経て市場に出ていくのか、それを理解してもらうということは非常に重要であり、それが適正価格に影響するのであれば、さらにファンづくりの取組に弾みがついていくものというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひ関係人口の拡大につきまして御検討いただければなというふうに思っておりますし、農産物価格につきましても先ほど最初のほうで話をしましたけれども、生産費の高騰分とか、そういう部分もこういった体験会みたいなところで話をしてもいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、今は資材がこれだけ高くなったよとか、そういう部分も農家民宿の中で話を聞く、そんなことができるような形の方向をぜひ考えていただければなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

続きまして2番目の質問に参りたいと思えます。

「今後の中川村奨学金等の学生支援の見直し検討を」ということであります。

最近、国立東京大学が教育研究環境の充実、設備老朽化、物価上昇等による諸経費高騰、人件費の増大などの対応のため授業料の値上げを正式決定したわけではありませんが改定検討していることが報道されました。

国立大学は2004年に法人化されてから大学ごとに授業料をある程度自由に決められるようになっており、文部科学省の省令で定める標準額は53万5,800円となっております。標準額の20%まで値上げが可能となっております。

東京大学は現在標準額と同額となっております、上限まで引き上げるとすれば64万2,960円となり、最大10万円余り増える可能性があるということになります。

国立大学が授業料を標準額より引き上げる動きは相次いでいて、2019年以降7大学が全学的な引上げを行っており、今回東京大学が引上げを決めれば他の国立大学へさらに広まる可能性があると言われております。

私立大学につきましても、令和5年度の年間授業料は学部によって異なりますけれども95万9,206円、これは文部科学省の私立大学600校の集計結果であります。となっておりまして、実際に国公立の大学の倍近い状況になっておるといえる実態であります。

また、授業料だけでなく、生活費につきましても、食料品価格の高騰等、特に、最近の報道でありましたけれども614品目の食料品の値上げが報道されておりますし、そんなことがありまして、遠隔地に住む学生にとっては大きな負担となっております。

学生の負担増で進学しづらくなる状況だけは避けたいと思ひ、今後の中川村の奨学金等学生支援につきまして質問をいたしたいと思ひます。

質問でありますけれども、昇龍奨学金は高校生以外の大学、短大、専門学校等の学生に対して月額4万円以内から6万円以内と近年増額したばかりであることは承知しております。また、奨学金の利用者もかなり増加しておるといふように聞いております。

○教育長

こんな部分の中では大変厳しい部分はあるかというように考えておりますけれども、今後の大学受験料の決定状況を見ながらということになるとは思いますけれども、現在の奨学金の見直しを検討することは考えられないか、お伺いしたいと思います。

昇龍奨学金についてのお尋ねでございます。

初めに、せっかくの機会ですので、この奨学金について若干紹介をさせていただいてからお答えをさせていただきたいと思っております。

これについては、元村長の宮崎昌直氏の御著書「話を綴る 過ぎて来た道」、ここにこのような文章がありますので、それをもって御紹介をさせていただきます。

昭和 46 年 5 月、元南向村長も務められた飯沼の養命酒製造株式会社社長の宮下直雄氏が逝去され、その御遺志ということで御子息の武志氏より次代を担う青少年の教育資金として 500 万円の寄附を下された、衷心より感謝申し上げ、村で個人の法号である昇龍という字を冠して条例をつくり、教育委員会管理としたが、その後、養命酒の役員の故人になられた方や一般からも一部寄附があり、宮下さんからは毎年 100 万円以上の寄附があるといったことで、利用者も多く、誠に感銘すべきことである、このような例は全国にあまりないであろうと思われ、上山村長も大変感謝されたという文章でございます。

本当に貴い、思いの籠った御寄附を原資に基金とし、昭和 47 年度から貸与が開始されております。本年度で 52 年目を迎えておりますが、現在貸与をしている方も含めて合計 326 人の方が利用されてきたという現状でございます。

これまで返還についても長期の滞納をされていたという状況はなく、利用された方々が中川村の次の世代に責任を持ってつないでくれているこの事実を大変誇らしく思っております。

それで、現在、大学生等はお話にありましたように月額 6 万円、それと高校生などは月額 4 万円を上限額として無利子で貸与をしているところでございます。

貸与の上限額につきましては、コロナ下における経済的な負担の増大、あるいはそうした中で複数の奨学金を利用しているという事情を踏まえまして検討した結果、令和 4 年度からこの額に改定をしたところでございます。

過去 10 年間の様子を振り返ってみたいと思っておりますが、平成 27 年度まで遡って貸与の状況を見ますと、新規の貸与者——希望者ですね、それが平成 27 年度からコロナ禍が始まった頃の令和 2 年度まで 6 年間を見ますと、平均すると 5.8 人がその年度の新規の希望者であったと、それが令和 3 年度は 15 人、令和 4 年度は 8 人、令和 5 年度は 16 人、また、これに進学のため継続したものを含めると 19 人ということになります。また令和 6 年度は 8 人、これも進学のため継続したものを含めると 11 人という数になっておりまして、利用者が大幅に増加してきている状況でございます。

また、最近では、郡外の県立高校や私立の高校など、高校進学も多様化してきておりまして、高校等の段階の利用者がこれまでよりも増えてきているというのも昨今の傾向であります。

年度ごとの貸与総額をこうした状況を踏まえて見てみますと、平成 27 年度から令

和 2 年度まで、この 6 年間を平均しますと年度内の貸与総額が 700 万円という状況でございました。これが、令和 3 年度は 1,000 万円を超え、上限額を上げた後、令和 5 年度は年度の総額が 2,300 万円、本年度——令和 6 年度については 2,400 万円ほどになる見込みでございます。

これまでは貸与額と返還額のバランスを見て貸与の上限額を上げたり下げたりという状況で変更して運用してきたという経過が見て取れますけれども、年度ごとの返還総額の平均もそれまでは 700 万円ほどで推移をしてきておりましたので、大体貸与と返還のバランスが保たれた形で運用がなされてきたという状況がありましたが、今お話ししたとおり、上限額を上げ、希望者が多くなってきた状況では、バランスが崩れ、利用希望にもなかなか応えるのが難しくなってきたという現状がございました。

そういったことを予想しまして、昨年度 9 月補正で議会にもお認めいただいて、積立金から基金に 5,000 万円を充当して貸与に対応したという状況でございます。

このように、現状に対応しながら運用できるように努めてまいりましたが、物価高騰、授業料の引上げ等々、状況は理解をしておりますが、こうしたことを踏まえて、しばらくは現状で進め、様子を見ながら今後については検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○1 番

(片桐 邦俊) 昇龍奨学金の今の状況は十分理解をいたしました。

大変ありがたい支援であるというように感じておりますけれども、ぜひ今後の状況を見ながら結構でありますので、また後の項で昇龍奨学金の今後についてちょっとお伺いをしたいと思いますけれども、今後とも継続できますように、ぜひお願いをしておきたいというように思っております。

2 番目の項でありますけれども、昇龍奨学金返還支援事業は、昇龍奨学金を返還する方で中川村に定住した場合に奨学金の年間返還額の 3 分の 1 以内で補助をしており、若者定住の一助になると考えておりますけれども、昇龍奨学金以外にも他の奨学金を利用している方もいるとのことでありまして、そういった全ての奨学金について、定住される方々に対しては一般あるいは国の奨学金についても補助対象にできないかというふうに思いますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○教育長

返還支援事業につきましては、平成 28 年度に創設をされております。当初は総務かが担当していたようでございますけれども、平成 30 年度末から教育委員会が事務を担当しているというふうに承知をしております。

中川村に定住した場合、年間返還額の 3 分の 1 以内で補助する事業であるということで、今御指摘のとおりでございますが、若者の定住、そうしたものを狙いの一つとしております。

過去 5 年程度の実績で見ますと、各年度大体 15 人～20 人程度、総額で言いますと 100 万円～130 万円ほどの範囲で補助しているというのが最近の現状でございます。各年度の全返還者の大体 4 割～5 割ほどの方々が利用をしているということで、その程度の割合では定住につながっているものというふうに理解をしております。

若者の定住を狙いに他の奨学金についても補助制度の対象としたらどうかというお

尋ねてございます。

村内の奨学金利用希望者につきましては、まずは無利子である昇龍奨学金の利用を検討するというふうに考えております。

他の奨学金ということになりますと、主には村外の方ということにもなってこようかと思いますが、補助制度を目的に村へ定住するというのもこういう補助制度においては想定されるかなというふうには承知をしております。

ただ、先ほど説明をさせていただきましたとおり、昇龍奨学金の希望者が大幅に増加してきているという現状、また今後返還支援事業を希望する方も増えていく可能性もある中で、現時点で対象を広げていくということは、財政的な視点においても今は教育委員会としては厳しいかというふうに思っておりますので、広げるということは現時点では考えておりません。

○1 番 (片桐 邦俊) 内容は了解をいたしました。

しかし、いずれにいたしましても、今後どのようなことになるか分かりませんので、ぜひ頭のどこかにしまっておいていただいて、こんなことがあったということで、また検討いただける場面が出てくればお願いしたいなというふうに思っております。

最後になりますけれども、これが今回の一番の課題になってくる部分だと思っておりますけれども、昇龍奨学金の財源確保については大変厳しい状況、今は逼迫しておりますということは十分理解をしたわけでありまして、昇龍奨学金の基金財源には限度がやっぱりあるというふうに感じておるわけでありまして。

これからの奨学金利用希望者のためにも必要な制度であるというふうに考えておりますし、今後の昇龍奨学金の在り方、体制を村として今から検討を始めるべきではないかというふうに考えております。特に財源的な部分が主体になろうかと思っておりますけれども、こんなことで、今現状で考えられております村のお考えがありましたら伺いをしたいというふうに思います。

○村 長 今、教育長からお話があったとおりでございます。村は利用者が非常に増えてきたということでもって貸与の額の引上げをして対応した。そしてまた村からも基金を増額して対応させていただいたというのが最近でございます。

要するに、子どもたちの未来のために、また村の人材育成のためにも、経済的な面から子どもたちの進学を支えていくってことは大変重要なことかなというふうに思っております。

村としても昇龍奨学金及び返還支援事業が継続的に運用できるように取り組んではまいります。

現状については教育長から説明があったとおりと理解をしております。

管轄いたします教育委員会とともに昇龍奨学金が円滑に運用できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

村としては子育て支援を強力に進めていく方針で取り組んでおりますので、あらゆる方策を検討しながら子どもたちの学びを支えてまいりたいというふうに思います。

それから、もう一つちょっと言わせていただきたいと思います、やはり今子どもの数

が減っている一つの原因には1人当たりのこどもに非常にお金がかかるということが言われておまして、こういう面からも、やはり安心して子どもをちゃんと育てながら、その子が将来の自分の目的のためにいろんな専門的な学びを深めていく、こういうところでもやはり奨学金等できちんと応援するっていうことは必要だと思いません。

それで、言い方は変なんですけれども、結局、大学生みたいな——大学生といえますか、社会に出て働くことは大事なことですけど、アルバイトみたいなことばかりに追われて、学業といえますか、本来の目的を失うようなことがないように、そういった面から奨学金というのはあるはずですので、基金の行方、貸与者の数、こういったものも常に教育委員会と連絡を取りながら対応してまいりたいと思っております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今、村長からも御返答がありましたけれども、ぜひ進学したい子どもたちが進学できないということがないように、今後とも円滑な継続運営ができますように、村としても十分検討いただければと、前向きに検討をお願いしたいというふうに思っておりますのと、もう一点、要望でありますけれども、お金だけではなく、やっぱり遠隔地に住む方々の生活費という部分を考えますと、今までも何回か実施をされておりますけれども、物品での支援みたいなことも今後ぜひ考えていただきたいということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議 長 これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時10分とします。

[午前11時41分 休憩]

[午後1時10分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 島崎敏一議員。

○7 番 (島崎 敏一) 私は、本日、通告書に基づき1問の質問をします。「一人ひとりの元気が活きる美しい村なかがわ」の実現のために ～後期計画策定での住民との対話と共創を促す提案～

要旨を読み上げる前に、端的に今日の私の提案の趣旨を、例え話を1つさせていただきます。昔、日本のロケット開発が何度も失敗している時期がありました。どうやったらちゃんと飛ぶのか、その議論をしていると、ある人がこう言いました。簡単だよ、開発者を乗せればいい。

自治体の総合計画も同じことではないでしょうか。村に暮らしていく人たちがちゃんと考えないとイケません。

では、どうすればいいのか。本日は実践者や有識者からの助言やデータを基に質問をさせていただきます。

本質問は、昨年の9月議会、そして令和6年3月議会での総合計画に関する質問と関連して作成をしています。

全国の自治体で作成している総合計画の多くは、政策コンサルタントから出来上

がってきた当事者不在の計画が独り歩きをし、結果として地域課題が解決しづらい事態を招いています。これは多くの自治体が抱える反省です。

しかし、裏を返せば、住民の側、地域の側に提案する力が足りなかったとも言えます。

そのような背景の下、本日は質問と提案をします。

今年度、本村は後期計画を策定します。この5年をどのように過ごすかで村の命運がかなり左右されてしまうのではないのでしょうか。

2030年に想像を巡らせてみます。

過疎化がますます進み、現状の高齢化率が50%近い中山間地はどうなるのでしょうか。

空き家率は30%を超えていると言われていますが、適正な管理や利用の仕組みは構築されるのでしょうか。

コンパクトシティという耳触りのいい政策のために地区再編、集団移住などして解散となる地区が出てくる可能性も多分にあると考えます。

そして、今から10年後の2034年、全27地区は存在しているのでしょうか。村は「一人ひとりの元気が活きる美しい村」として存在しているのでしょうか。私は非常に憂慮しております。

中山間地に住む50代以上の方々は、へえこの地区はもう俺たちの代で終わりだと、本気半分、冗談半分で話しています。誰もがこの先の未来を憂えています。だからこそ、起き得る事態に適応して、事態を緩和させるために今から取り組まねばなりません。

そんな状況下で後期計画を策定するのが今年度となります。

そこでお尋ねします。前期の評価を順次報告していくとのことですが、この5年間での村の変化について、総合計画の基本構想に関連づけてよくなったこととそうではないこと、それぞれの考えを聞かせてください。

○地域政策課長 総合計画に関連づけての御質問で、よくなった点、そうでなかった点ということでの御質問にお答えをいたします。

総合計画の基本構想では、政策の大綱として保健福祉分野から行政経営分野までの7つの節が設定されておりまして、前期基本計画には各節の目指すべき方向を実現するための政策として挙げてある項目について基本方向や施策の内容が記載されております。

各項目の評価や状況は、これから始まる各担当係のヒアリングを経て状況が見えてきますので、全てを網羅しての見解は難しいところではありますが、思い当たる点を幾つか挙げさせていただくとするなら、まず子育て施策の関係は、保健福祉分野だけではなく、教育分野も含め、補助金や交付金の拡充、新たな支援事業ができております。若者や子育て世帯への経済的負担の軽減や身体的・精神的負担の軽減策が図られております。

例えば出産祝い金の増額、住宅取得関係の補助金、母子へのヘルパー事業・配食サー

ビス、高校生への通学支援事業、地域活動支援センターや障害就労支援事業所の開所等々、また安全・安心の面では防災士の養成推進や生活基盤の維持としての地域の一時避難所施設への機能強化として通信網の整備を図ってきております。

逆に進まなかった点を挙げるとすれば、やはり、新型コロナウイルス感染症拡大での制限の中、交流事業や観光事業、イベント関係ができなかったことかと思えます。これは、村だけではなく、地域でも同様であったかと思えます。特に飲食業や農家民宿等を含めます宿泊業は大変厳しいものとなっていました。

これまで行っていた会議等は開催の仕方や簡素化が行われ、時間と負担の見直しやICTの活用の契機となったかと思われれます。別の視点から見れば必要性の高いものが残ったとも言えるかと思えます。

以上です。

○7番 (島崎 敏一) ありがとうございます。

続いて行きます。前期を評価すると十段階評価で何点ぐらいでしょうか、所感で結構ですのでお願いします。

○地域政策課長 段階での評価ということで、大変難しい御質問ではありますが、前期基本計画で基本方向や施策の内容が示されてはおりますが、具体的数値目標が挙げられているものが少なく、各施策に関する項目ですし、これから各部署のヒアリングを行っていくところでもありますので、前期というくくりで評点として申し上げることはちょっと難しいかと思っております。

それぞれの部署の進んでいる部分、また先ほど言ったように進まなかった部分っていうのがありますので、総合して前期全体での点数的な評価というのは、ちょっとここでは差し控えさせていただきます。

○7番 (島崎 敏一) 承知しました。

うまくいったところ、そうでないところ、社会情勢もいろいろあったと思いますが、後期計画をこれからまた立てていく上で、よりよい計画づくりをするために、今日は幾つか提案があるんですが、前期を策定したときと同じように同じようなフォーマットに落とし込まれて策定されていくことを私自身は憂慮しています。

後期計画は前期計画の延長上にある計画と理解はしていますが、基本構想を軸に策定手法をアレンジしていくことは可能かと思えます。

先週、中川村公民館の主催で注目すべきイベントが行われました。6月6日のイベントで「むらづくりの集い」です。前例踏襲ではない、新しい住民の声を聞くイベントとして、今後の展開が期待できると考えます。

そこでお尋ねです。

参加した所感を聞かせてください。このような対話の機会の必要性をどのように考えますでしょうか。

また、イベントで集まった声をどのように活用する見込みでしょうか。

○地域政策課長 公民館の「むらづくりの集い」に参加しての所感はということでもあります。

私の担当、地域政策課では、移住・定住というテーマで参加をさせていただいてお

ります。移住・定住というテーマに26名の多くの村民の方々が集まっておられました。開催された分科会の中では一番人数が多く、それだけ関心が高いということと受け止めております。

人数の関係から分科会を2つのグループに分けてグループワークを行い、ちょうど議員も同じグループでしたので出された意見やアイデアは御存じかと思いますが、主には、こちらから移住、定住、受皿としての空き家、空き地の対策が必要だという前段での全体のお話をさせていただいて、私の参加したグループでは主に空き家に関しての話が多かったかと思っております。

そのほかにも、住むには大変いいところ、これは景観や自然だけではなく、子育て施策や環境のことも含めての御意見、感想をいただいております。

半面、行政の人口減に対しての危機感の指摘や、中川村の不利な要素がある中、近隣の市町村と施策はどれも同じようなことをしているとの御意見もいただいております。

参加者それぞれの思いや考え、アイデアを聞くことができ、今回だけではもったいないという感想もいただきました。

こういった意見を踏まえまして、今年行う総合計画のワークショップにつなげていきたいと思っております。

○7 番 (島崎 敏一) 私も出席したんですけれども、それぞれが本当に、私も含めて好きなことを——好きなことというか、日頃から思っていることを自由に話せる場としては大変よかったなと思っております。

ただ、それぞれの思いを課題として捉え、分析してまとめていくっていうのは、これからもグループワークが必要だと思いますので、よろしく申し上げます。

次に行きます。

地方自治総合研究所の「地方創生が浮き彫りにした国—地方関係の現状と課題」によると、地方自治体の総合戦略策定を77.3%の自治体が外部委託しています。

また、初代地方創生担当相だった石破茂氏は週刊誌のインタビューにこう答えています。中略しますが、総合戦略策定を委託した自治体は、きれいな図表がついてストーリーは大体一緒、見栄えがよくても自分たちで考えていないところは成功しなかった、逆に洗練はされていないが自分たちで考えたものは一目で分かった、これはよいというところは伸びた、自分たちで考えなければ答えはないよという記事なんです。

このようにコンサルに任せてしまう地域づくりですとかトップダウンで行われる行政計画づくりは全国的課題となっているのですが、この課題について日本で最も美しい村連合の副会長である二宮かおる氏に相談してみました。この問題については二宮氏も非常に憂慮しておられました。連合の理念がうまく伝わらず、首長交代とともに連合からも脱会という事例もあるそうです。重要なことは自分が住んでいる地域に対する誇りから醸成される住民の行動だとお話しされていました。俗に言うシビックプライドっていうものだと思います。

そして、総合戦略づくりに際して優良な事例はどこかありますかとお尋ねしたところ、木曾郡木曾町を御紹介いただきまして、木曾町役場の町民課移住定住係長の岩井さんよりお話を伺ってきました。

木曾町では総合戦略の策定を役場主導で行ったそうです。地域の実情を最も把握しているのは自治体職員と地元住民であるという理由から、コンサルに頼らず職員自らの力で戦略を立てようと立ち上がり、手作りの戦略づくりを行ったそうです。

一番のポイントは、地域の課題を集める作業に際して総合戦略のための会議を開いたのではなく、既に活動している団体の会議に出向いたことだそうです。32団体の会議、子育てサークルですとか地域の消防団ですとか、そういった細かい団体に何度も出向いたそうです。そのような対話の中からおのずと住民が考える課題が集まり、住民から湧き上がる願いや思い、計画を産業ごとに整理して策定したそうです。結果として、多くの住民が戦略づくりに参画したことの加え、実行部隊となって地域づくりの実践を進めていったそうです。

また、20代までの若者の意見も積極的に取り入れたとおっしゃっていました。これから引退していく世代ではなく、これからの未来をつくる世代の意見を来年度策定する後期戦略ではもっともっと多く取り込みたいとおっしゃっていました。

そして、木曾町は現在どうなったか尋ねたんですが、好循環が生まれていると自信を持っておっしゃっていました。定住促進に関しては、移住政策をする前の平成21年度と比べて移住者の数が年間で5倍となっているそうです。住民の側からも、スピード感がある、地域づくりが盛んなイメージがあるなど、行政の戦略を評価する声が上がっています。

そこで質問です。このような積極的な住民参画を促して戦略づくりを行った木曾町の事例と中川村の総合計画の策定の状況を比べたときに、後期計画策定に際してどのような課題と改善点があると考えますでしょうか。

○地域政策課長

木曾町は2014年9月27日に起こりました御嶽山の噴火災害により観光業をはじめ多大な影響を受けまして、2015年10月に策定した木曾町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の冒頭にも記載してあるとおり、木曾町御嶽山噴火災害復興方針をベースとして早急に取り組む必要があったと聞いております。

担当者にお話を聞いたところ、人口ビジョン及び総合戦略策定に当たり、まちづくりに関する団体等の会議やワークショップに32回出席し、意見やアイデアの収集に努めたようであります。団体等は庁内の担当者がほぼ把握しておりまして、各団体での課題も既に明らかになっていたようで、ゼロからの説明は必要なかったようであります。

当村の総合計画後期基本計画の策定に際しどのような課題と改善点があるかとの御質問ですが、地域課題の収集には地域に出て多くの方々から意見を聞くべきとの御意見かと思っております。

前年度の定例会での御質問にもお答えしましたとおり、今月には若年層や子育て世代に配慮した中での住民アンケートを行ってまいります。まだ詳細は決まっております。

んが、テーマ別のワークショップや組織会議などでの意見収集も検討しているところ  
であります。

保健福祉分野に関しては、昨年度策定しました地域福祉計画の策定の際に行った住  
民アンケートや団体組織からのヒアリング結果、また教育委員会での新たな学校づく  
りに関して行われたセミナーやワークショップの御意見も参考にさせていただく予  
定でありますので、様々な機会を捉え、課題の掘り起こしと意見収集には努めるよう  
にしていきたいと思います。

○7 番 (島崎 敏一) これからいろいろ計画を立てることを伺いました。

ただ、今、課長のほうのお答えの中に役場の担当者が住民の団体のほうに行くとい  
うお答えがなかったのはとても残念に思います。話を聞く場を設けたりしても住民の  
方はなかなか参加しづらいというのが昨今の状況です。

それと、あとはアンケート、いろいろなアンケートに私も答えるんですけども、  
やはりアンケートだけでは、住民の本当の声というか、思いとか願いとか、言葉にな  
らない部分ですとか、そういったところは拾い切れませんし、何より自分の声で発言  
したことを役場の方が聞いて一緒に地域をつくっていくという観点から言うと、やは  
り住民の声を積極的に、アンケートではなく、しっかり聞くという姿勢が大事なな  
と思っておりますが、その辺、もう一度考えを聞かせてください。

○地域政策課長 テーマ別のワークショップ、これは先ほど所感を言わせていただいた公民館の集い  
の発展した先かと思っております。

それで、組織会議などということ先ほど申しましたけれども、これは地区の中に出  
ていく、当然、地区の関係の会議等に出向いて意見等をお聞きするという機会も、  
まだ詳細は決まっておられませんけど、検討の一つに入っているということで御承知お  
きをいただきたいと思っております。

○7 番 (島崎 敏一) ぜひ積極的に役場の外に出て、住民の側に来て話を聞いていただき  
たいと思っております。

次の5番の質問の1番の質問を今私がしてしまったと思っておりますので、2番から、5  
番の2から質問を続けていきたいと思っております。

各団体からの計画策定の委員招集、いわゆる充て職ですね、においては、委員の選  
出は柔軟な選択肢を提示するべきと考えます。おおむね50代以下の者が参画しやす  
くなるように要綱を緩和するべきと考えます。

例えばですが、委員会設置要綱に各団体の長、構成員等の合意を得ながら主体的に  
計画づくりに参画する意思を持つ委員を選出することができる条項を加えるなど、対  
応してみたいかがでしょうか。考えを聞かせてください。

○地域政策課長 各団体からの委員選出についての御提案ということですが、住民や団体から  
の委員選出については、さきの全協の中で御意見もいただいておりますし、柔軟な対  
応を各団体等へお願いしまして、年代の若い委員の選出をお願いするように努めてま  
いりたいと思っております。

当然、一般公募の委員についてもそのような条件に合った方の募集に配慮してい

たいと考えております。

○7 番 (島崎 敏一) 5年計画の先も10年先の計画も現役世代が自分たちの未来をつくる  
ような気持ちで計画を立てられると思いますので、ぜひ若い世代の招集を進めるよう  
お願いします。

次の質問です。

自分事として関われる委員の登用とファシリテーション軸とした議事進行を行うべ  
きと考えます。多様な人材、各分野の当事者を公募し、対話と共創が生まれる会議体  
が必要かと思っております。考えを聞かせてください。

○地域政策課長 ただいまの御質問につきましては、昨年度の各定例会での御質問にもありましたの  
で、その際にお答えした内容で基本的には変わっておりませんので詳細については省  
略させていただきますが、委員選出につきましては、先ほどの御質問への回答のとおり  
、当事者からの選考に考慮しまして多様な意見が出るよう運営に努めてまいりたい  
と思っております。

先ほど申し上げたとおり、まだ地区懇談会やワークショップの具体的な回数や内容  
まで決まっておられませんけれども、検討する中で早急に決定をさせていただきたいと  
思っております。

○7 番 (島崎 敏一) 手元に昨年9月議会の会議録があるんですが、課長も今おっしゃ  
ったとおり、本当に昨年の会議録と同じ答弁でした。積極的な当事者の公募など、よろ  
しくをお願いします。

それで、また、総合計画ではないんですけども、今、農地の地域計画の懇談会が  
全地区でされていると思っておりますけれども、美里ではこんな意見がありました。参集者  
は農地に関わる役員ですとか地区の総代、副総代ですとか、それに加えて10年後も農  
地の維持に努める意思のある者という参集者の要綱がありまして、それを聞きたいわ  
ゆる跡継ぎのいない農地を持つおじいちゃんたちは、俺たちは一体どうしたらいいん  
だと、もう憤りを隠せない状況でした。

多様な意見を集めて、10年後はどうなるか分からないけれども一緒に話し合いに参加  
したいという人の意思や発言も大事かと思っております。

ぜひ、公募したよだけではなくて、多様な対話と意見が出るような計画策定の手順  
のほうを踏んでいただきたいと思っております。

次に行きます。

子ども、若者の意見を取り入れ、参画できる仕組みづくりが必要と考えます。実際  
に未来を担っていく世代の参画が主権者意識の醸成の上でも必要ではないかと思  
います。考えを聞かせてください。

○地域政策課長 若い世代から声を聞くことは当然必要かと考えます。参加できる仕組みづくりは今  
後検討していきますが、そういった機会はつくっていきたくて思っております。

例えば教育委員会では今年も子ども議会の開催を予定しているようですので、中学  
生の皆さんからの要望や提案も重要な意見となりますし、将来を担う子どもたちを養  
育している保護者の皆さんの意見なども重要な御意見として考えております。

○7 番 (島崎 敏一) 積極的な投げかけをよろしくお願ひします。

私も子ども議会に参加したりして、2回、もう2年関わっていますが、より子どもたちが子どもたちの考えを主体的に発言できるように、周りの大人たちも今まで以上に支えていくべきではないかと考えます。

中学校ではフリーラーニングが始まって、上から、先生から教えられるだけでなく、自分たちも疑問に思ったことを言っているんだという雰囲気は中学校ではどんどん芽生えています。そういったのを周りの大人たちが育めるように切に願っております。

次の質問に行きます。

2022年の自治大大学校による自治体の職員研修費の調査を見ますと、町村の職員研修費はほとんどが年間500万円以下だそうです。

本村の今年度の研修予算は、予算書を見ますと、職員研修講師謝礼6万9,000円と職員研修旅費36万7,000円、合計43万6,000円となっています。事前にどんな内容かお聞きしましたところ、それぞれハラスメント講習と若手職員研修とのことでした。若手職員研修は始まったばかりの試みと聞いています。職員それぞれの自発的な参画によってグループごとに視察先を決めているものだそうです。今後の展開に期待しています。

ただ、これだけでは研修としては不足していると感じます。

全国的な傾向として財政力指数が低い自治体ほど人材教育に対して消極的という悪循環が起きています。これは、誤解を恐れずに言うならば、金銭的に貧しい子育て家庭が子どものために教育資金を確保することはできないというような教育格差の社会問題と似ているのではないのでしょうか。

村が生き残っていくために、この悪循環を変えてみませんか。

そこで質問です。住民対話の手法を学ぶ研修の機会が必要だと考えます。どこか遠くに研修に行かずとも、村に講師を招きグループワークを行うなど、多大な予算をかけずにやる方法はあると考えます。村の考えを聞かせてください。

○地域政策課長 総合計画に関するグループワーク、ワークショップ等の関連ということで、職員の研修について若干私のほうから答弁をさせていただきますが、役場の職員研修につきましては、職務上必要な知識等の習得のための研修や自治体職員としての基礎研修などが現在行われております。

昨年度からは若手職員によるグループ研修も行っておりまして、各グループでテーマを決め、探究し、それを職員への報告会をもって返すと、そういった形態で昨年度から行っております。

職員研修につきましては、主管は総務かが担当となりますので、よろしくお願ひします。

○総務課長 それでは総務課のほうから職員の現状について少し説明させていただきます。

行政事務を担っていく上では様々な知識が必要ということになります。

それで、職員の研修につきましては、村独自で行っている先ほどの若者研修とか、

独自で行っているものと、あとは県の市町村職員研修センターを活用するといったものがございます。

研修センターの研修につきましては、段階・階層別の研修ですとか専門研修、特別研修など、50を超える研修の項目がございます。これは基本的には無料ということでありますので、村のほうではこれを利用して職員の研修を行っているというものであります。

村では、新任職員ですとか中堅・係長・管理職研修といった階層別の研修ですとか、あとは法制執務、専門的な研修等にも参加しております。

また、先ほど出ましたように、ハラスメントですとかクレーム対応、接客の特別研修といったものにも参加をしているところであります。

そのほかにも、DXの関係では、今はEラーニングといったようなところも利用できますので、そんなようなものを利用した研修ですとか、そういった資格を取ることによって、そちらのほうの研修も行っております。

最近の研修につきましては、やはり住民の声を聞く、拾うといったところは非常に重要になっておりますので、グループワークの手法を取り入れての研修も多くなっているというのも事実でございます。

このような研修で職員の業務知識ですとか資質向上の取組を行っているというものであります。

それで、住民対話の手法を学ぶ研修が必要ということでございます。それは大変重要なことかというふうに思いますが、総務課以外のそれぞれの部署の中でも、やはり住民の声を聞く、また拾うといったことが必要な部署におきましては、それぞれの部署におきまして住民対話に必要な研修というものは既に実施をしているということであります。

今の研修で不足しているという部分もあろうかと思っておりますので、その部分につきましては、また検討しながら、研修の内容を膨らめていきたいというふうにご検討しております。

○7 番 (島崎 敏一) いろいろな研修をされているお話を伺いました。

今回は質問が住民の声を聞くですとか対話と共創を促す提案の中でそのような研修をという趣旨で質問しているんですが、6月6日に公民館主催でやったイベントで、私は移住・定住に出たんですが、ほかの分野の集いに参加した友人もいまして、各課、各テーマでそれぞれ大分、いわゆる、何ていうんですか、ファシリテーションっていうんですかね、それぞれの議事進行の手法が違って、すごくいい、もう言ってしまいますと、保健福祉課なんかはとてもよかったっていうことを聞きました。ファシリテーションがしっかりできていたっていう話も聞きました。

私が参加した移住・定住は、意見をひとまず言えたっていうところはよかったなと思うんですけど、そこからまた課題を分析していくことに対してはもっとファシリテーションの手法を学ぶべきかなと思ったりしました。

関連した質問なので保健福祉課にちょっとお尋ねしたいんですけど、ふだん議事進

行ですとか住民の声を聞くときに大切にしていることなどありましたらお聞かせ願  
いたいのですが。

○保健福祉課長

急な質問でうまく答えられるかどうか分からないんですけど、すみません。

先ほど職員研修のところで資料をちょっと総務課長に渡してしまったので、今は  
ちょっと記憶で話します。

包括支援センターのほうの職務の中で生活支援体制整備事業という事業を一つ抱え  
ております。具体的に住民の皆さんの意見を取り入れながら住民と一緒に地域づくり  
をしていくってような事業が一つあります。ですので、もう基本的に保健福祉課  
の業務自体が住民からの意見を取り入れて事業をつくっていくってことが根本  
になりますので、全てにおいて職員が住民との対話だとか意見を聞き取るっていろ  
のは、もう日々、やはりそういう研修——研修っていうか、研修もあります。県や社協  
が、県社協がやっているような研修もあったりして、そういうのにも率先して出てい  
るような状況です。

ですので、日々そういうことを頭に入れながら住民との対話を大切に事業を展  
開しているというところで、回答になっているかどうか分かりませんが、お願いし  
ます。

○7 番

(島崎 敏一) 急な質問に答えていただきありがとうございました。

住民の側も待っているだけではなくて、考えを持っている方は大勢います。そういっ  
た住民の声を拾い集めて、それでゴールは「一人ひとりの元気が生きる美しい村“な  
かがわ”」を皆で実現できればいいなと思っております。

以上で私の一般質問を終わりにします。

○議 長

これで島崎敏一議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後1時50分 散会]